

令和3年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和3年 6月17日 午前10:00

○散 会 午後 3:16

○出席議員（17名）

| | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1 番 鈴木 壮 二 | 2 番 戸 田 俊 樹 | 3 番 菅 原 理 恵 子 |
| 4 番 藤 原 仁 美 | 5 番 菅 原 龍 太 郎 | 6 番 佐 藤 敏 雄 |
| 8 番 中 川 光 博 | 9 番 澤 井 昭 二 郎 | 10 番 佐 藤 義 久 |
| 11 番 伊 藤 正 吉 | 12 番 藤 原 典 男 | 13 番 堀 井 克 見 |
| 14 番 菅 原 秀 雄 | 15 番 小 林 悟 | 16 番 大 谷 貞 廣 |
| 17 番 鑑 仁 志 | 18 番 西 村 武 | |

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 市 長 鈴木 雄 大 | 副 市 長 鎌 田 雅 人 |
| 教 育 長 工 藤 素 子 | 総 務 部 長 菅 原 剛 |
| 市民生活部長 伊 藤 国 栄 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法 |
| 福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生 | 産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹 |
| 上下水道局長 渋 谷 一 春 | 教 育 部 長 伊 藤 貢 |
| 総 務 課 長 千 葉 秀 樹 | 企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹 |
| 財 政 課 長 菅 生 司 | 学 校 教 育 課 長 島 崎 徳 之 |

○議会事務局職員出席者

| | |
|---------------|--------------|
| 議会事務局長 鈴木 健 二 | 議会事務局次長 鈴木 学 |
|---------------|--------------|

令和3年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和3年 6月17日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、11番伊藤正吉議員、12番藤原典男議員、3番菅原理恵子議員、5番菅原龍太郎議員の順に行います。

それでは、11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） おはようございます。傍聴にお越しの皆さんは、暑いところどうもお疲れ様です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い大きく2点について質問を致します。

市長にとりましても最初の一般質問でありますし、私にとりましても記念すべきことであり光榮に思います。

それでは、1つ目の質問であります。市長の市政運営について質問を致します。

このたび、潟上市長に当選されました鈴木雄大さんには心からお祝いを申し上げます。今後、潟上市の舵取りとして手腕を最大限に発揮され、確かな市政運営をご期待申し上げます。

そこで何点かについて質問させていただきます。

まず1点目は、鈴木市長の目指す潟上市のまちづくりについてお伺いします。

市長選挙時に候補者として、市民に提示する政策の選挙公約として、また今定例会の所信表明の中においても、1つ稼げる力、2つ支える力、3つ考える力の3つの力を大きな視点としてお示しされました。

今コロナ禍の中、産業、経済、環境問題、行財政に至るまで変革が求められ、大きな

転換期を迎えております。潟上市においても、人口減少、少子高齢化の中で、これからの潟上市を担う若者たちに夢と希望を抱かせ地域に残り、地域に頑張ることのできる思いを所信表明の中でも述べておりましたけれどもお聞かせください。

2点目は、市は将来像を見据えた場合、ソフト、ハード両面に課題が累積しております。市の財政状況についての認識と事業の選択についてどのように考えていますか。

3点目は、市民が主役のまちづくりです。市民と行政がまちづくりの課題を共有し、しっかりとしたビジョンのもと、地域の発展を目指すことが必要と思われれます。そのためには、市長が地域に出向いてまちづくりに必要な情報を提供し、話し合いの場を設け、市長自ら市の現状や課題について率直に語り合い、市民参加の必要性を考えますがいかがでしょうか。そこで、出前市長室のようなものを始めるように提案致します。その考えを伺います。

4点目は、新市長として議会に期待するものはなんでしょうか。また、市議会に対するスタンスをどのようにとらえているのかをお伺いします。

次に、2つ目の質問であります。

コロナワクチンの接種とコロナ禍の支援策についてであります。

最近、秋田県内において毎日のように新聞等でコロナ感染の感染者が発生しております。ここのところは落ち着いてきておりますが、潟上市内でもコロナ感染された方がいると思います。感染を防ぐためにも感染の情報を提供する必要があるかと思えます。しかし、誹謗中傷などは当然あってはならないことですが、どこまで情報を提供されるのかお伺いします。

次に、(1)としてコロナワクチンの接種についてお伺いしたいと思えます。

1つ目。現在、75歳以上の高齢者に対して、さらには70歳以上の方にもワクチンの接種を行っておりますが、接種の予約は電話やインターネットでの申し込みとなっておりますが、家族や友人など複数の予約はできますか。

2つ目。今現在、市の65歳以上の高齢者の接種率と目標値はいくらか。また、政府の目標完了時期である7月末までには終了できるのか。

3つ目。指定の接種会場に来られない施設入所者や自宅介護者などの方への対応はどのようにしているのか。

4つ目。このあとワクチン接種の優先順位からいくと、基礎疾患をもっている方への接種となりますが、基礎疾患を持っている方をどのような方法で特定するのか。

5つ目。ワクチン接種の必要性、有効性、安全性について、どのようにわかりやすく周知されていますか。

6つ目。すべての対象者にワクチン接種を受けていただくために、市独自の取り組みはありますか。

7つ目。これまで行ってきたワクチン接種についての問題点や課題はありますか。

次に、(2)としてコロナ禍の支援策についてお伺いします。

1つ目は、これまで行ってきた支援策の効果をどのように分析、評価していますか。

2つ目。市民の要望や声は届いていますか。あるとすれば、主なものとしてどのような要望があるのか。

3つ目。今後、市民に対して市独自の支援策を実施する予定はありますか。

以上の点について答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、「市長の市政運営について」お答え致します。はじめに、ご質問の1点目、「市長の目指す潟上市のまちづくりについて」お答え致します。

私が目指すまちづくりの考え方につきましては、所信表明でも申し述べましたとおり、これまでに築き上げられた市政の基盤を継承しつつ、ふるさと潟上の将来を見据えた政策の柱として、「稼げる力」「支える力」「考える力」といった3つの力を新たな視点として加え、「進化する潟上」の創造を目指したいと考えております。そのうえで、少子高齢化、人口減少が進む本市において、若い世代がこれまで以上に夢や希望をもって、この地域で頑張れる環境を構築してまいります。そのため、市民が主体となった行政との協働による誇りや生きがいをもった魅力あふれるまちづくりを目指してまいります。

次に、ご質問の2点目、「市の財政状況についての認識と事業の選択」についてお答え致します。

まず「市の財政状況の認識」でございますが、特に潟上市の経常収支比率が令和元年度決算で97.2%まで上昇していることについて、憂慮すべき事態であると認識しております。

市の財政状況は、普通交付税の合併算定替えによる特例措置が平成27年度から段階的に縮減されたことなどもあり、平成28年度から財政調整基金の取り崩しをしなければ予

算編成ができない状況が続いております。このままでは今後も厳しい状況が続くことが予想されますので、歳入予算に見合った歳出予算構造へと転換していくとともに、これまで以上に歳入確保のために手を尽くす必要があります。

歳入では、使用料・手数料等の適正化や有料広告募集の拡大、市有財産の売却のほか、ふるさと応援寄附金のさらなる増を目指し、地域活性化の有効な財源とするものでございます。

歳出においては、市民生活への影響度や費用対効果などを考慮しながら、事務事業を大胆に見直していくことが必要であります。将来的な収入の増や、経費の削減につながる事業については積極的に進めてまいります。

また「事業の選択」につきましては、先ほども申し述べたとおりでございますが、歳入基盤の弱さを考えると、歳入に合わせた歳出予算規模に抑制することが基本になります。主なものとして、ハード事業については、潟上市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、地域の実情に応じた規模の適正化や必要性を十分に考慮し、将来的な人口規模・財政規模にふさわしい持続可能な公共施設等の維持と統廃合に努めてまいります。

ソフト事業につきましては、既存の事業についてもゼロベースから見直しを行い、そのうえで、今後力を入れていきたい産業振興などの分野において効果的な事業を打ち出していきたいと考えております。

特に令和3年度は、本市における最上位計画である潟上市総合計画（後期計画）の初年度であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の行事等も中止や縮小をせざるを得ないなど、地域振興と感染予防の両立は大変難しい状況であります。そのため、今年度は市民へのワクチン接種を最優先に全庁を挙げて取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を積極的に進めながら、現下において可能な限り「3つの力」の創造に向けた事業を推進してまいります。

次にご質問の3点目、「出前市長室」に関するご提案についてお答えします。

市民と行政がまちづくりの課題を共有し、主役である市民の方々からのご意見、ご提言等を受け入れるため、市では現在、広聴活動の一環として、市ホームページにおいて「市民の声」の受付を行っております。ここに寄せられたご意見・ご提言等は、私市長をはじめ関係部署においても全て共有し、必要に応じてご本人への回答や回答内容の公表も行っているところであります。一方で、コロナ収束後を見据え、市民や各種団体

との対話と交流の場の構築に向けた検討も進めながら、市民と行政が市の現状や課題等を共有し、ともにまちづくりを進めていくため、充実した広報・広聴活動を目指してまいります。

次にご質問の4点目、「市長が議会に期待するもの、議会に対するスタンスについて」お答え致します。

議会は、条例や予算など重要な方針を決定する議決機関であり、市長はその決定に基づき行政を行う執行機関でございます。選挙という洗礼を受ける私と市議会議員の皆様は市民の負託に応えるため、それぞれの役割を果たしていくことが重要であると考えております。今後、市政運営にあたりましては、市議会議員の皆様からご指導ご協力を賜りながら市政発展に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（西村 武） 筒井福祉保健部技監。

○福祉保健部技監兼社会福祉課長（筒井弥生） 11番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目、「コロナワクチンの接種とコロナ禍の支援策について」お答え致します。

はじめに、新型コロナウイルスの感染者の情報提供につきましては、感染者への誹謗中傷の防止やプライバシー保護の観点から、秋田県では市町村ごとの感染者情報は公表しておりませんが、中央保健所管内につきましては、令和2年度は19名の感染者で県全体の6.7%、令和3年度は2カ月あまりで86名と昨年の4倍強、県全体に占める割合は18.1%でした。ここ1、2週間は落ち着いてきているものの、予断を許さない状況が続いており、引き続き感染症対策を十分にとっていく必要があると考えております。

さて、ご質問の1点目、「コロナワクチンの接種について」のうち、「①接種の予約は電話やインターネットで家族や友人など複数の予約はできますか」についてですが、65歳以上の方については、既に接種券が送付されております。予約には接種券に記載されたナンバーが必要になりますので、予約される方全員の接種券をお手元に準備して予約していただければ、複数分の予約は可能です。

「②65歳以上の高齢者の接種率と目標値はいくらか」についてですが、6月13日現在、1回目の接種者は3,511人で65歳以上の31.5%、2回目の接種者は1,830人で65歳以上の16.4%です。このあと、1回ごとの集団接種人数を増やし、また、市内10の医療機関でも個別接種が開始されたことから、7月末で高齢者全体の7割以上（7,840人）の終了を目標にしております。

「③接種会場に来られない施設入所者や自宅介護者等への対応」についてですが、施設入所者は、65歳以上の方であれば優先接種の2番目に位置づけられていることから、現在、各施設等で順次接種を実施しております。また、在宅の要介護者につきましては、個々の事情に合わせ、適宜かかりつけ医やお近くの医療機関などで接種していただくことができます。

「④基礎疾患を持っている方の特定」につきましては、6月1日発行の広報に折込チラシを同封しておりますので、折込チラシで推進室に申し込んでもらうことで把握していきたいと思っております。

「⑤ワクチン接種の必要性、有効性、安全性についてどのようにわかりやすく周知されていますか」につきましては、接種券送付時のほか、広報やホームページ等でワクチン接種の必要性、有効性、安全性についてお知らせしております。

「⑥全ての対象者にワクチン接種を受けていただくための市独自の取り組み」につきましては、特に市独自の取り組みはありませんが、希望する方には全てワクチンが行き渡るように十分な量が確保されておりますので、今後も接種体制を万全にして、取り組んでまいります。

「⑦ワクチン接種の問題点や課題」についてですが、大きな課題は医療従事者の確保です。市内医療機関及び県のサポートチーム、在宅看護師・保健師等関係者のご協力でも実施しておりますが、毎回、従事者の確保については大変難儀をしております。

続きましてご質問の2点目、「コロナ禍の支援策」についてお答え致します。

これまで潟上市が行ってきた支援策と致しましては、昨年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業者継続支援金をはじめ、飲食店におけるコロナ対策支援や県外大学生等に対する応援事業等があります。このほか、公共施設等における感染防止対策事業や学校の環境改善事業等、新しい生活様式に対応するべく各種環境改善等に関する事業を実施してきたところでございます。

事業終了後においては、各種の事業に対し、感謝のお言葉や、更なる拡充を求める建設的なご意見などを頂戴しており、こうしたご意見・ご提言等を分析、評価し、今後の支援策等を実施する際の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、今年度における支援策等につきましては、本定例会に補正予算として計上しております。引き続き国、県の施策や市民の皆様からのご意見等も参考にしながら、今後必要な支援策等について検討を重ねてまいります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 最初にまず、市長の市政運営についての1点目について再質問致します。

今市長から、若者たちに夢と希望を抱かせ、地域で頑張ることのできる思いをお聞かせいただきました。稼げる力、支える力、考える力、3つの視点についてお示しをし、ただいま市長からご答弁もございました市長の思いについてもわかりました。市長におかれましては、今後の4年間の評価は、その課題についてどのように取り組み改善を図っていくのかとも思います。必ずしも、すべての事業費が伴うばかりでもなくやり方もさまざまあると考えますが、このあと、そういった事業等について、どのように進めていきたいと考えておりますか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 伊藤正吉議員の再質問に答弁させていただきます。

ご質問がありましたとおり、私の掲げましたこの3つの力、これを作り上げていくことが、この4年間の課題であると思っております。その大きな問題点として、市の抱える少子高齢化、人口減少、こういった大きな課題を解決するために、この3つの力を創造していくわけではございますけれども、ご承知のとおり、市独自、自らの力だけではなく、当然市民や民間の活力も活用しなければ、この人口減少問題の解決に向かうことはできないと思っております。非常に困難で難しい問題でありまして、一朝一夕にはなかなか解決できない場面もあると思っておりますが、まずはこの3つの力を創造していく、それに向けてこれから個別事業を立ち上げながら、市内においてこの4年間精一杯頑張りたいと思っております。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 答弁ありがとうございます。

また私、市政運営を大胆に変える必要があると思っております。例えば、市職員の意識改革、民間活力の導入、これについては、先ほど市長も申し述べましたけれども、それによるスリム化が必要であると考えます。それに強い決断力と実行力を期待致したいと思いません。これについては、答弁は1点目については宜しいです。

2つ目の市の財政状況についてと事業の選択についての考えについて、ご答弁をいただきました。これについては、長期展望を要するものや、国、県や各団体との調整が必要なものとか、また地元の意見を聞いて調整できるもの、また速やかにできるもの、ま

たできないものいろいろあると思いますけれども、今現在、特に力を入れていきたいというこの考えについては、先ほど最初の答弁にもございますけれどももう一度、そこから辺できればご答弁いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 伊藤正吉議員の再質問にお答えします。

財政の状況につきましては、まずはやはり歳入というものが大切になってくると思います。そうした観点から、やはり持続的な行政運営を進めていくためには、やはり持続的に安定的に税収が入ってくるということが大事でありますので、それを生み出していくためにはやはり稼げる力、現在、市内の製造品出荷額等は増加傾向にありますので、こういったものをさらに増加できるような取り組みを進めていきたいと思っております。一方で、事業者や中小企業だけではなく、やはり個人の所得という問題もあろうかと思っております。これについては、県の方でもさまざま個人所得の向上に向けた取り組みを今回打ち出しておりますので、こういった面につきましても、なるだけ地元中小企業に力をつけていただき、所得面の維持または上げていただくような取り組みも進めていければと思っております。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） わかりました。

次に3点目の、市民参加の出前市長室の考えについて、先ほど市長からの答弁では、広報等で市民の声が寄せられているということでもございました。特に出前市長室をこれからやるというところまではいかなかったのですけれども、ぜひとも考えていただきたいなと思うところでもあります。やはり今後、行政運営をするにあたって、広報等でも呼びかけてはおりますけれども、市民の声をどう生かしていくのか、市民の声をよく聞き、よりよいまちづくりを必要と考えますので、その点宜しく考えていただければありがたいと思います。もしあればあれですけれども。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） まさに議員おっしゃるとおりでございまして、決してこのホームページ等で市民の声を聞いているだけでいいとは思っておりません。これに加えて現在、コロナ禍でございますのでなかなかできませんが、私としましては、地域そして各種団体、そういった方と直接膝を交えながら、地域や団体の課題等を承るとともに、一方でやはり事業の見直し等もございますので、そういった部分については、市の考え方やお

願いなどもしっかりとお話しながら、対話と交流を重ねつつ、市の運営自体も改善していきたいと思っておりますので。いずれ、市長出前室という形になるかはわかりませんが、そうした場面は作っていけるよう、各部局の方にも場面場面の設定についてはお願いしているところでございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） それでは4つ目の、議会に期待するものとスタンスについて、先ほど答弁がありましたけれども、行政と市長と議会は2元代表制の下、それぞれの立場、役割は異なりますけれども、平成から令和に変わって3年目になります。新たな時代を潟上をもっと豊かにしたい、もっと町をよくしたいという思いは同じだと思いますので、その目的に向かってそれぞれの役割の中で、主体的に連携しながらまちづくりを進めていくことを期待しております。答弁は宜しいです。

次に、コロナ対策についてお伺いしたいと思います。

最初に、コロナワクチンの感染の情報の提供は、どこまでするのかということございまして、先ほど筒井さんからご答弁いただきましたけれども、県では保健所管内ということで、ここは秋田中央保健所管内ということでという答弁でしたが、私は、これできればもう少し範囲を狭めて、中央管内というと男鹿市、潟上市、南秋田入りますのでそれをもう少し狭めて、例えば潟上市、さらに狭めて天王地区、昭和地区、飯田川地区までの公表をできないものかと考えます。中央保健所管内だと、先ほど言ったように男鹿市、南秋、潟上市であればどこなのかよくわからなくて、強い危機感も感じ取れませんので、対岸の火と危機感を感じない人もいるかもしれませんので、地区を限定すればより身近に危機感を増し、より3密や手洗い、マスクなどが徹底されると思っておりますので、ぜひこれ、市独自で防災無線等を使って、例えば地区だけに公表できないものか、そこら辺どう考えるかご答弁願えればと思います。

○議長（西村 武） 筒井福祉保健部技監。

○福祉保健部技監兼社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの伊藤議員のご質問についてお答え致します。

もう少し範囲を狭めて、地区ごとにも情報提供できないかというご質問でございましたが、新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認された場合には、まず県から、患者が居住する市町村に限り情報提供があります。厳重な守秘義務事項として取り扱いに十分留意するようという要請があります。また、地区などであっても、一旦公表されれば

ば誹謗、中傷等により、その後の生活に大きな支障が出ることも考えられることから、情報提供につきましては、現状の方法での公表になることにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 先ほど答弁ありましたように保健所管内ということですが、ほかの県では市町村まで公表している県もありますので、そこら辺はやっぱり確かにも、地区までだったら、その個人とかは当然限定もできないし、私はこの感染力を弱めるためにはやっぱりそういった注意義務が、危機感、すぐ近くでいるとなればすごい危機感を感じて、やはりそれなりにやっぱり気をつけると思うのです。ですから、こういうことはやっぱり、県の方針だと思いますけれども、これを県の方にも要望して、ほかの県ではやっぱり市町村まで公表している県もありますので、そこら辺何とか要望等できないものかなと思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 質問にお答えさせていただきます。

先ほど技監から答弁ありましたのは、現状における公表でございます。先般、残念ながら本市におきましてもクラスターが発生しております。その際の感染予防対策を徹底していくためには、やはり地域が非常に秋田中央保健所管内ですと広いということもございまして、県に対しましては公表を第2段階といいますか次の段階で、市町村ごとに公表していただけないかと、それに伴って、市内において感染対策への注意喚起であるとかそういった予防措置にもつながるということで、県に対しましては私の方から振興局の会議等で発言、要望させていただいております。一方で、市内の地区ごとというご意見もございまして、やはり市内においては経済活動、市民生活の中で、地域間の行き来等もございまして、なかなか地区内における感染を公表することが直接感染予防対策につながるのかという件につきましては、若干疑問もございまして、その辺はもう少し研究させていただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 市長の答弁でわかりましたけれども、せめて市町村だけでも公表したらどうかということで、県の方にも要望しているということですので、それで理解致しました。どうもありがとうございます。

次に、ワクチンの接種についてご質問致します。

このコロナワクチンの接種は、国をあげた一大プロジェクトでありまして、国では、ワクチン接種は感染症予防の効果と副反応の情報提供する必要があって、その副反応のリスクも理解したうえで同意があったうえで受けていただくという、あくまでも任意というかそういう接種でありますので、それはやはり丁寧な説明と慎重な対応が必要と思われまますので、そこら辺は宜しくお願ひしたいと思ひます。国も、ワクチンは推奨はするが強制ではないとも言うておりますので宜しくお願ひしたいと思ひます。

そこで、接種の中身についてでございますけれども、①の接種の複数の予約は、予約券が手元にあつて、それが確認できれば複数での予約もできるということでありましたのでわかりました。

それから高齢者の接種率と目標値、7月末終了するということについては、今現在は65歳以上が31.5%、第2回目が16.4%ですか終了するということでしたのでわかりました。ちなみに、昨日のテレビでありましたけれども、秋田県の65歳以上の全国的から見れば下から3番目の28.18%でございました。1位が佐賀県で55%を超えてございました。またこれちょっと関係ないのだけれども、直近の感染率、1週間の感染率10万人当たりで何人かでは、秋田県は下から2番目ということで、感染者も少ないという、昨日のテレビでの情報がございました。

それから次の3番目の、会場に来られない方についての対応ですけれども、65歳以上については、施設に入つていらっしゃる方については、その施設で行つていくということでもございましたけれども、例えば、現在在宅でそういった介護がないとちょっと行けないという場合は、かかりつけ医に行つてくださうという答弁もございましたけれども、例えば、この介護保険で介護ヘルパーの送迎等で、そういった活用でもできるのでしょうか。やはり、自分で行かなければならないのですか。

○議長（西村 武） 筒井福祉保健部技監。

○福祉保健部技監兼社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの伊藤議員の質問にお答え致します。

介護保険等で接種の付き添い等できるかについては、ちょっと現在私その情報については持つておりませんので、明確な答えはちょっと今できませんが、基本的には多くの、私は月に毎週、土曜日か日曜日のどちらかには会場の方で従事もしておりますけれども、状況を見ている限りでは、車椅子に乗せて連れてきていただく方それからこのあと個別の医療機関接種が開始されたことで、連れて来るよりも、普段のかかりつけ、例えば、

月に1回とか2カ月に1回とかというのはお医者さんに行っているということで、家族の方が連れて行って、体調のいいときをみて接種するということが可能になりましたので、そちらの方でぜひ安心安全な接種ができるようにしていただければと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 基礎疾患の特定の方法について質問を致したいと思います。

基礎疾患については、基礎疾患持っている人は重症化しやすいということで、優先順位も早く、これから行われると思いますけれども、基礎疾患の持っている中で接種ができなくなるとか、例えば無理に進められない方もおるかと思いますが、そのような方はどんな基礎疾患を持っている方ができないのか。それから、たぶん診断書は必要ないと思いますが予診票で判断されると思いますが、これらについて、どういう基礎疾患持っている方が進められないというかできないというか、そこら辺もしあればお答え願いたいと思います。

○議長（西村 武） 筒井福祉保健部技監。

○福祉保健部技監兼社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

基礎疾患につきましては、このたびの6月1日号の広報に織り込みチラシを入れ、その中にも記載させていただいておりますが、慢性の呼吸器の病気あるいは心臓病、腎臓病、肝硬変等を含む高血圧、インスリン等で治療中の糖尿病、免疫等が低下するような悪性腫瘍等、ステロイドを使っている方だったり免疫の異常がある方、それから重症心身障がいをお持ちの方、睡眠時無呼吸症あるいはBMIが30以上の肥満の方などについては、基礎疾患があるということになっております。ただ、基礎疾患があっても、これらの病気を抱えている方たちが全部だめということではありません。多くの方が接種することは可能です。ただ、接種できるかどうかというのは、接種会場においていただく前に主治医の先生から許可をいただいてから来ていただきたいということ。それから、当日やはり飲み合わせ等によって難しいという場合もありますので、必ず普段治療している方につきましては、お薬手帳等を持参のうえ接種会場においていただくように、そういった接種会場に来る際の注意点等も記載しております。

また先ほどおっしゃられましたように、絶対できない方というのはいるのではないかと

ということについてですが、接種できない人というのは、ワクチンに対して重症の過敏症がある方で、特に1回目の接種ではそれほど大きな症状というのは高齢者の場合でなくて、高齢者の場合で副反応としてもっとも多いのが、接種後の痛みという方が多いとなっておりますが、実際に会場を1回目接種した方の2回目接種のときに会場にいらっしやった方にお聞きしているのですが、多くの方はまったく痛くなかったということで、ほとんどの方、副反応というのがみられないという方が多かったのかなと感じております。ただ実際には、1回目の接種で重症のアレルギー、アナフィラキシーショック、こういったものを起こした方は2回目は接種できません。また、ワクチンの成分に反応する方、アレルギー症状のある方、こういった方についてもできませんので、そこにつきましては、会場に来ていただいたときに、そういった方が接種することのないように、看護師、保健師等は十分な問診を行ったあとに、医師にきちんとそこを伝えて接種できるかどうかというのを判断していただいております。そういったことで、接種できない方については接種することのないように、十分に配慮して接種を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 以下についてはわかりました。答弁ありましたので。

次に、接種の必要性、有効性、安心性の周知についてでありますけれども、先ほど広報で周知しているということでありましたが、これについては、多くの市民の方に受けてもらうためには、市民の方に正しく理解していただくということが必要と思われまます。接種することで発症を大幅に抑制したり、重症化を予防したりすることができますので、そのため、正確な情報の提供が不可欠だと思います。接種を希望する方には安心して接種をできるように、不安や相談に対応していただき、接種を受けやすい環境の整備に努めて、きめ細やかな周知をしていただきたいと思います。これについては答弁ありません。

次、6番目の受けていただくための市の独自の取り組みは、特にないということでしたので、それはそれで宜しいです。

それから7番目の、接種の問題点や課題についてでありますけれども、先ほどの答弁では、医療従事者の確保に大変難儀されているということですので、やっぱり医療従事者がおらないと接種も進まないわけですので、この確保のためには大変今までも難儀さ

れていますけれども、何とかこの確保に努めて接種をスムーズにいきますようお願い申し上げます。

それでは、コロナ禍の支援策についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁では国、県等のいろんな事業者等への特例給付金とか持続可能給付金、例えば、税金の免除やいろんな児童扶養手当の受給者に対してのいろんな給付金がありました。これらの対策については、コロナで困った人、大変な思いをされた方には一助になったと思います。その結果、次の検証につながると思います。それで、市民の要望や声は届いているのかということですが、今は第3波、4波かな、収束に向かいつつワクチンの接種も始まって、まだ先は見通せない状況の中、感染状況とかこのあとの国、県の取り組み状況を的確に把握しながら、市民からの声とか要望を精査しながら、今後の対策を考えるとと思いますけれども、ちょっと私にもいろんな要望がありまして、特に経済支援について住民の方からいろんな要望がありますので、その点についてちょっと1点だけ報告というかお知らせしたいと思いますけれども、特に経済対策について要望がありました。というのは、私も約1年前に、生活困窮者に対して給付金の10万円をお願いしたところ、それは叶いませんでしたけれども、今回そういったことで、ひとつ参考例をあげたいと思いますけれども、隣の井川町が、すごくそういったことに対して積極的に支援されていて、なんで井川町が、私すぐ近くののでいろんな声聞こえてくるので、井川町がこんなにいい支援策をやられているのに、なんで潟上市はできないのかということで、いろんな注文やらなにやら受けてございます。そこでちょっとこの井川町のコロナウイルス感染症対応地域応援商品券交付事業ということをちょっとお知らせしたいと思いますけれども、これは、購買活動の増進、町内事業者の活性化及び生活支援を図ることを目的にしているということで、2つの商品券があります。1つは、地域応援商品券ということで、これ商品券が1人当たり1万2,000円を、それは町民すべての方が対象であります。そのうち、共通券が1,000円であれば限定券、限定券と共通券がありまして、限定券というのは、共通券というのはすべての取扱店で使用できますけれども、限定券というのは、取扱店のうちの飲食店、燃料店、産直のみでの使用に限られるということでありまして、これを1人当たり1万2,000円の商品券を支給されているということで、7月1日から来年の1月31日まで使用期限であります。もう一つは、生活応援商品券ということで、これは商品券1人当たり1万円でありまして、この対象者は、住民税が非課税世帯と児童手当受給世帯、この方に対して1万円を支給され

ております。これは共通券のみの仕様でありますので、このようにこれをやれというわけではないのですけれども、やはり潟上市でもやはり3,000円でも5,000円でもいくらでもいいのですけれども、やはり市民に直結したこういった支援があればやはり喜ばれるし助かりますし、生活支援にもなりますので私はやはりこういった、例えば、今回2億4,000万円弱、5,000万円ですか、8項目について補助金いろいろ掲げておりますけれども、やはりこういった市民に直結した支援がやはり私は市民にも喜ばれますので必要かと思われまます。そういった点について参考的に申し上げましたけれども、もし答弁があればご答弁いただきたいと思っておりますけれどもどうですか。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員に申し上げますけれども、この③の「今後、市民に対して市独自の支援策」、このところについて、今お尋ねしているのですね。

○11番（伊藤正吉） はい。

○議長（西村 武） じゃあ、鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 商品券事業についてということでお答えさせていただきたいと思えます。

先ほど井川町の取り組みの一例、大変参考にさせていただきました。このあと、潟上市内の地域事情とまた他市町村との状況なども比較しながら、そしてまた先の答弁でもお答えしておりますが、コロナ関係の交付金等の財源等も見合わせながら、その商品券事業については、もう少し研究させていただきたいと思えます。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 最後になりましたけれども、市長におかれましては今後4年間、市民一人ひとりに寄り添った事業、政策を築き上げて頑張ってくださいたいと心からご祈念を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

皆さんにお尋ねしますけれども、休憩した方がいいですか、引き続きやった方がいいか。

（「休憩」の声あり）

○議長（西村 武） 暫時休憩。じゃあ、再開は11時10分ということで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

令和3年第2回定例会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様です。また、朝早くから傍聴にかけつけられました市民の皆さん、本当にご苦労様でございます。

私は1つ目、市長の政治姿勢について、2つ目は、コロナウイルス感染症対策にかかわる経済支援等について、3つ目は、果樹の霜被害対策について、通告に従いまして質問しますので宜しくお願い致します。

1つ目、市長の政治姿勢について。

今後4年間の市政の舵取り役として、市民生活の向上と市政発展のために、多いに市民と市職員の力を合わせ奮闘していただきたいものと思います。

市長は選挙中の政策チラシ、またこのたびの6月議会の所信表明でも重点政策、主な取り組みについて、大きく3点にわたり3つの力を提言しております。1つは稼げる力、2つ目は支える力、3つ目が考える力を挙げてそれぞれの具体的施策を示しておりますが、このことについて、私は少し掘り下げていろいろ質問したいと思います。

まずは日本国憲法第14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」。同法第25条は、「すべて国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する」。②では、「国はすべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。また地方自治法では、第1編総則の中で、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とありますが質問です。

①日本国憲法の精神と地方自治法の精神に立って、市民が主人公の潟上市になれるようにどのように生かしていくのか、期待するものですがどうでしょうか。このことをまず伺いたいと思います。

しかし現実には格差と貧困があり、富める者は、医療でも生活でも不自由なく生活でき、生活困窮している方は、少ない年金や低賃金で福祉からは遠ざかっている方もおります。

次に見解をお聞かせください。

②介護保険について。

最近、介護保険の保険料の全国平均が発表されました。月平均で6,000円です。65歳以上の方は年金から差し引かれます。去年消費税が10%になり、さらに75歳以上の高齢者の医療費窓口負担が年金200万円以上の方は2割負担、夫婦で年320万円以上の方も2割負担となりました。年間200万円といえば、働いている方にとってはワーキングプアといわれる年収額です。家計はますます厳しくなり、医療から遠ざかるのは必至ではないでしょうか。介護保険は2021年度から第8期に入ります。この制度の導入から満20年です。一層深刻化する介護制度の危機といわれております。要介護の高齢者はもっとも弱い立場の人たちであり、介護の現場では、利用者・従事者の感染、特にクラスターの発生を防ぐために必死の努力が続けられており、過重な労働となっております。休廃業、解散も決めた事業所も数多くあります。第8期計画に向けて利用料の負担増も計画されているようです。高い介護保険料、利用料、介護現場での実態を市長はどのように把握されておりますか。

③子育て支援と国民健康保険料について。

国が子どもの支援の一環として、国民健康保険料の均等割部分を未就学児童に限って半額とすることにしましたが、この制度の対象となる方はほんのわずかの世帯と思われまます。本市独自の子どもの均等割を免除する制度に踏み出すべきではないでしょうか。また、県内の半分以上の市町村は高校生までの医療費を無料化しております。国民健康保険料は高くて払えない、子どもの医療費も安くできないものかという声にどう答えまますか。国保と介護保険の支払いで年間収入の1カ月分以上になり、負担が大きいという声があります。引き下げるといってお考えはありますか。

④高校生の通学費の助成制度について。

高校生の通学費への助成制度がなくなりましたが、復活を望むものです。この制度を作るときの基本は、子どもの貧困化率が高いところに焦点を当てた政策でした。ひとり親世帯や貧困家庭にとっては助かる制度です。一律に行うことが不平等だという答弁も聞きましたが、そうであれば、貧困の状態も加味しながら存続させていくという方法もあるのではないのでしょうか。新市長の下でぜひとも復活させていただきたいし、子育て支援にとってその意義は大きいものがあります。市長の見解を伺います。

⑤稼げる力の中の農林水産物、関連する観光産業については、主にブルーメッセとグ

リーランドに関係する農産物、特産品の出荷が大きく反映すると思います。コロナ禍の状況も考慮しながら適時にイベントの開催も視野に入れた担当課の援助も必要と思われます。観光と集客を企業任せにするのではなく、市も大いに他市町村へ発信すべきと思いますが、その方策について伺います。

⑥支える力では、潟上市マイタウンバスなどの地域公共交通などの地域公共交通に加え、今後の少子高齢化等を見据えた買い物支援システムの構築を検討するとありますが、民間事業者を募るといえることでしょうか。現時点での構想について伺いたいと思います。

2つ目。コロナウイルス感染症対策にかかわる経済支援等について。

新型コロナ感染症対策として長期間にわたり、経済活動の自粛や活動の自粛が求められております。一定の感染の拡大を抑えたものと思いますが、感染力が強い変異株も出てきており、まだ油断ならないものと判断致します。経済活動の自粛により、経営が大変な市内の中小業者も増えております。去年は政府より1人10万円の給付金も取り組まれ、本市においても独自予算で、飲食業は申請により30万円、その他の個人も含めた小規模事業者には10万円の給付がされ喜ばれました。早速、本年度についても県内の市町村において事業者の方や住民の皆さんに対する応援のための施策が取り組まれようとしております。

①本市においても引き続き中小の事業者に対する支援金を行うべきではないでしょうか。またすべての市民に対する商品券の発行なども考えるべきではないでしょうか。見解を伺います。

②コロナに感染している方を早期に発見することは、クラスター防止の上でも重要なことだと思います。無症状感染者の把握や保護がこれまでとは違った局面もありますが、学校や保育所、幼稚園、介護施設、事業所等において、また人が多く出入りする場所において、大規模なPCR検査、抗原検査を定期的に行う必要があると思います。また希望する方には検査を受け入れる体制も必要と思われませんが、見解と取り組みを伺いたいと思います。

③コロナ禍の中で女性の生理の貧困が取り上げられております。県内の市町村も無償で必要な方に生理用品を配布する事業が始まっております。内閣府の5月時点での調査によれば、255の地方自治体に取り組んでいるようです。政府も自治体への交付金の使途に生理用品の無料配布を加えるなど支援に乗り出しています。昨年スコットランド議会では無償で提供する法案を可決し、フランス政府も大学生に無償で配布することを決

めております。学校や公共施設等において女性の性を大切にした取り組みをすべきと思いますが、見解を伺います。

④困窮している学生に対し、全国的にも社会福祉協議会や民間団体による食料品の無償提供も始まり、学生の皆さんに大変喜ばれておりますが、本市でも、どこが主体としてやるかは別にして取り組むべきではないでしょうか。見解を伺います。

⑤今後のコロナワクチンの安全で迅速な接種のための日程を含めた予定、方策について伺いたいと思います。

最後3つ目。果樹の霜被害対策について。

今年の5月23日、24日、25日に寒い日が続きました。果樹農家の方から霜による被害がブドウと梨に出たと訴えられました。県の地域振興局に問い合わせしたところ、男鹿市と潟上市から被害の報告がきているというものでした。小規模に経営している果樹農家にとっては、被害の際の保証金のための共済金を毎月支払うのが困難な場合もあります。被害があった年には、市からは利子補給の制度で助かっているという話も聞きますが、被害に遭われた農家の方からは、せめて農薬代のお金ぐらいは援助していただきたいという声もあります。共済に加入している、しないに関わらず、双方が納得できるような救済策も条文化してすぐ適用できるようにしておくことも必要ではないかと思えます。今回の本市での果樹被害について、今取りまとめている最中だと思いますが、どの程度の被害だったのか、今後の援助策についても伺いたいと思います。

本市の特産品である、ブドウと梨、さらに花卉を含めた農家の経営を守るためにも、今後の自然災害への援助策についても伺いたいと思います。

以上、答弁を宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局の答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、「市長の政治姿勢について」のうち、1点目については私（市長）が、その他のご質問については所管部長がお答え致します。

ご質問の1点目、「日本国憲法の本質と地方自治の本質に立って、市民が主人公の潟上市になれるよう、どのように生かしていくのか」についてお答え致します。

平成24年6月、本市における自治の最高規範として、潟上市自治基本条例が制定されました。本条例第1条ではその目的が定められており、市民、市議会、市の執行機関の役割を定め、市民主体のまちづくりを一層推進するとしております。一方で、国の最も

根本的な規範とされる日本国憲法では、第14条で、すべての国民が法の下において平等であることが保障されており、同法第25条では、すべての国民が健康で文化的な生活を営む権利が保障されております。あわせて第92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとし、これに基づいて地方自治法が制定されております。このことから、地方自治としての責務が掲げられた地方自治法が、国の最高規範である日本国憲法に基づいたものであることから、市、自治基本条例に基づく本市のまちづくりにおける市民の主体性もまた、地方自治の最高規範として定められた日本国憲法及び地方自治法の精神を受け継ぐものと考えております。そしてこれらの理念は、潟上市総合計画においても、市民が主人公という考えのもとで、「市民による市民のためのまちづくり」として掲げられておりますので、今後も、市民が主体となれる環境づくりに配慮しながら市政運営に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 次にご質問の2点目、「介護保険について」お答え致します。

はじめに、市内の介護保険事業所、いわゆる介護の現場では、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、苦渋の決断によりご家族と入所者との面会を制限したり、職員の健康・行動管理を厳重に行ったりしながら事業を継続していただいておりますこと、本市では、コロナ禍においても介護サービスが途切れることなく提供できていますことに感謝申し上げます。また、介護現場における職員の方々の身体的・精神的ご負担が増大していることについては、様々な方面から耳にし承知しております。市と致しましては、事業所からの相談にきめ細やかに応じるなどして、事業所が円滑に事業運営ができるよう今後もできる限りの支援をしてまいります。

本市の介護保険料については、第8期計画期間である今年度から令和5年度までの介護保険料基準額を、第7期計画期間と同額の月額6,800円に据え置いております。これは、今後も高齢化率の上昇に伴う要介護者の増加が見込まれる中、本市における介護保険制度の運営を維持するために適正な金額であると判断したものであり、ご理解くださいますようお願い致します。ご参考までに、第8期計画期間中の県内市町村の介護保険料については平均額が6,487円で、保険料を引き上げたのは6保険者、据え置いたのは14保険者、引き下げたのは2保険者となっております。

また、介護保険サービスを利用した際の利用料については、その本人や世帯の所得に

応じて1割から3割までの利用負担となっておりますが、今年度に介護報酬の改正が行われたことに伴い利用者負担が増えております。しかし、利用者負担が高額になり規定の上限額を超えた場合には、超えた分が高額介護サービス費としてあとから支給されるため、支給対象となる方には手続き等のお知らせをしております。

ご質問の3点目、「子育て支援と国民健康保険料について」お答え致します。

はじめに、「本市独自の子どもの均等割を免除する制度に踏み出すべきではないでしょうか」についてお答え致します。

国では、令和4年4月から子どもに係わる国民健康保険料等の均等割額減額措置を導入する予定であります。今回の制度導入は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児を対象としております。現行の国民健康保険制度においては、低所得者に対して保険税の均等割額及び平等割額を2割、5割、7割軽減する措置を講じており、この制度導入で、さらに未就学児の均等割額について5割を軽減するものであります。

ご質問にあります本市独自の子ども均等割を免除する制度については、今後の国保財政状況や近隣の市町村の動向を注視し、独自で制度設計できるのかを含め、調査・検討していきたいと考えております。

次に、「子どもの医療費も安くできないかという声にどう答えますか」についてお答え致します。

本市では、平成28年4月より子育て支援の観点から、中学生までの医療費を完全無料化としております。「高校生までの医療費の無料化」につきましては、県の動向や今後の子どもの医療費の推移に注視しつつ、引き続き検討してまいります。

次に、「国民健康保険税の引き下げという考えはありますか」についてお答え致します。

国民健康保険税の見直しについては、毎年5月に税率試算をしており、引下げを含めて検討しております。昨年度からコロナ禍における雇用・所得状況の悪化により、今後の社会経済情勢が大きく変化することも予想されます。国民健康保険制度を安定的に運営するためには、本市においてもコロナ禍における失業者や所得減少の状況を見極める必要があります。さらに、高齢化に伴う医療費の増加や医療の高度化など、懸念される要因が多くあることから、今年度の税率は据置きとしております。来年度においても、引き続き国保財政の適正な運営に努めてまいります。

次にご質問の5点目、「農林水産物と観光産業の発信の方策について」お答え致します

す。

農林水産物と観光産業につきましては、ご承知のとおり、本市には米や野菜花卉、果樹に加えてわかさぎや北限のあきたふぐなど、良質な農林水産物を生産できる基盤があります。この良質な農林水産物を、本市の主な観光拠点施設であるブルーメッセあきた、天王グリーンランドの直売所において販売し、販路拡大に取り組んでいるところであります。また本市においては、出戸浜海水浴場、国の指定重要文化財小玉家住宅や石川翁資料館、近代化産業遺産豊川油田、観光農園など多くの観光資源がある一方、宿泊施設が少なく、長期滞在型イベントや体験メニューが少ないことが課題であります。

今後の取り組みとしましては、新たな観光ルートの創出や地域活力を生み出す新たな観光資源を発掘するとともに、本市の地場産品や特産品を観光コンテンツとして磨き上げを行いながら、通過型観光から滞在型観光への転換を推し進めていきたいと考えております。また、このような事業を実践するための人材の発掘や育成にも努めてまいりたいと考えております。

次にご質問の6点目、「今後の少子高齢化等を見据えた買い物支援システムの構築の検討」についてお答え致します。

本市においても、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行により、今後生活支援を必要とする方の増加が見込まれます。また、高齢を理由に運転免許証を返納する方の増加も予想されることから、交通弱者の買い物や通院など、生活の足を守るための生活交通の確保はますます重要となるものと考えております。このため本市では、平成29年に策定した潟上市地域公共交通網形成計画に基づき、マイタウンバスの新規路線の整備や既存路線の再編、またデマンド型乗合タクシーの運行により、交通空白地域の解消や買い物への利用も含め、公共交通の利便性の向上に取り組んでおります。さらに、これまでの介護サービスでは十分に対応できない買い物やゴミ出し、外出支援等の生活支援について、平成29年度より潟上市地域支え合い推進協議会を設置し、潟上市社会福祉協議会へ事業運営を委託して取り組んでいるところでございます。一方で、移動販売を全国展開している移動スーパーとくし丸が昨年9月よりアマノと提携し、天王地区と飯田川地区で移動販売を開始するなど民間による買い物支援も広がっており、今後このような民間活動と連携を図りながら、市民に寄り添った生活支援に取り組んでまいります。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、次にご質問の4点目、「高校生の通学費への助成制

度について」お答え致します。

高校生通学費助成制度は、出産祝い金支給事業と同様に、平成28年3月に策定された「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の1つ、少子化対策への取り組みとして、公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生等の保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て環境の整備を図ることを目的に、平成28年度から実施したもので、本事業は令和2年度を終期としておりました。

5年間の助成件数及び助成金額は8,131件、約7,200万円を助成しております。この5年間の反響についてであります。申請のため来庁された保護者との対応からは、好意的に受け止められていた助成制度だと認識しております。

この通学費助成制度は、広く高校生等をもつ保護者の経済的負担軽減を図るため所得制限を設けず実施してまいりました。しかし、列車等を利用しない高校生等の保護者の経済的負担軽減にはつながっていないことから、教育事業として真に公助が必要な方々に届いていた支援であったかどうかを検討したところ、昨年度に策定された「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策と子育て支援策を見直す一環として、出産祝い金支給事業見直しと同様、本事業についても継続を見送ることとしたものであります。教育委員会としましては、市、県等による教育費負担軽減策も実施されていることから、今後も保護者の経済的負担を軽減するため、小中学生に要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業を実施し、高校生等には市育英会奨学金を貸与するなど、子育て環境の充実に努めてまいります。

○議長（西村 武） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田雅人） 12番藤原典男議員の一般質問の2つ目、「コロナウイルス感染症対策にかかわる経済支援等について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目、「中小事業者に対する経済支援」につきましては、感染拡大の影響を受けている市内の飲食店や市内事業者の安定的な事業継続を支援するため、店舗や事務所内での飛沫感染防止対策などの環境整備や従業員等のPCR検査に対する助成を新たに行ってまいりたいと考えております。

また、ご提案のありました「すべての市民に対する商品券の発行」につきましては、既に住民税非課税世帯や児童手当受給世帯への生活支援として商品券を配布する事業を行っておりますが、今後の新型コロナウイルスによる社会経済への影響や、国、県などによる支援策の動向を注視しながら、追加支援の必要性等を検討してまいります。

次にご質問の2点目、「大規模なPCR検査、抗原検査の定期的な実施」につきましては、本市では、7月末で65歳以上の方へのワクチンの接種が終了する見込みであり、その後の接種についても一定の目処が立っているほか、県内における感染状況も落ち着いてきていることなどから、市民に向けた大規模なPCR検査等は、現時点では必要ないものと考えております。

なお、先月、市内の就学前施設においてクラスターが発生したことなどから、今後、市職員等が感染源となり市民に感染を広げることがないように、市職員や就学前施設・小中学校教職員等への抗原検査キットの配布を計画しており、関係予算を本定例会に提案しているところであります。

次にご質問の3点目、「生理の貧困に関する取組」につきましては、昨年のコロナ禍より、市には前年の1.8倍となる160件の生活相談が寄せられており、このうち8割は生活費に関する相談で、あわせて就労や医療費の支払いに課題を抱えている状況でありました。この中には、生理用品についての具体的な相談はなかったこともあり、現時点で支給等の検討は行っておりませんが、生活上で大きな困難を抱えている方は、生理用品の入手にも困難を抱えているものと思われまますので、必要な方に必要とされる支援が届くよう、関連施設等とも連携した情報把握に努めながら対応してまいりたいと考えております。

次にご質問の4点目、「困窮している学生に対する支援」につきましては、これまで学生等からの支援を求める声は届いておりませんが、今後本人や関係者からの相談等があれば、フードバンクあきたなどと連携しながら適宜対応してまいりたいと考えております。

次にご質問の5点目、「今後の安全で迅速なワクチン接種」につきましては、本市では、新型コロナウイルス感染症の感染予防と重症化防止のため、高齢者から順次ワクチン接種を進めており、今月19日からは70歳以上、7月3日からは65歳以上に対象を拡大致します。また、集団接種は土日を中心に進めてまいりましたが、接種を加速させるため、7月と8月の平日にも5日間ずつワクチン接種を行う予定であり、6月からの市内10カ所の医療機関における個別接種とあわせ、7月末には65歳以上の希望する方がほぼ接種終了となる見込みであります。今後順次対象年齢を繰り下げ、11月を目処に、希望する市民の接種が終了できるよう、引き続き安全で迅速なワクチン接種に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 12番藤原典男議員の一般質問の3つ目、「果樹の霜被害対策について」お答え致します。

被害状況につきまして、県では4月27日に降霜を確認しており、本市、秋田市、男鹿市などの中央管内地域において霜害が発生しております。霜害による梨への影響は、花から実へとなる段階で霜害を受けたことにより実になれないものが多く見受けられるとのことでした。また、実になったものについても、低温により凍傷のようになり、果実に傷が発生し出荷できなくなる恐れもあるとのことではありますが、現在も県で被害調査中であり、詳細な被害金額等についての情報提供を待っているところであります。

また、このような自然災害が発生して減収した際に、農家の方々はセーフティーネットに加入し経営を維持しておりますが、潟上市管内の果樹共済等に加入している農家数は約7割となっております。果樹共済の保険料等については、年間10アール当たりで標準単価は約8,000円と聞いており、さらに平成31年1月からは新たに収入保険制度も始まり、初期費用はかかりますが、果樹共済の半額程度と加入しやすくなったものもあります。今後は、従来の果樹共済制度とともに収入保険制度についても、関係団体と協力しセーフティーネットの加入促進を図ってまいりたいと考えております。

今回の霜の被害を受けた農家に対しての支援策についてですが、ご質問にある農薬代等への援助については、果樹における農薬代は維持管理における大部分を占めており、被害が大きくなれば経費に影響が出ると思います。

市では、自然災害等により被害が出た際には、これまでも県やJA等と連携して利子補給を実施しており、経営に対して支援を行ってまいります。

今後、被害状況が明らかになってくることから、その被害が大きければ、県や各団体・機関と連携し、サポート等対応してまいります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、市長の政治姿勢についてなのですが、1番だけ市長が答弁して、あとは残りのものについては、担当の部長、課長からの答弁というのは私はちょっと。私は市長のどういうふうに捉えているのかというのを直に聞いたかったです。そういう点ではもう一回聞きたいと思いますので宜しくお願いします。

それで、最初の①の政治姿勢なのですが、地方自治法とかそれから潟上市の基

本条例とか述べられましたけれども、憲法上は平等であって、個人の尊厳は守られておりますけれども、しかし、現実には貧困があって、それで苦しんでいる方がいるのです。ですから、こういうことを念頭に入れながら、やはり行政をやっていく姿勢があるのかどうなのかということ①のところでは聞きたかったのです。そういう点では、憲法、地方自治法を忘れないでこれらを念頭に、市長なりの3つの力を具体化していくということについては、それで宜しいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、藤原典男議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは、質問の意向を踏まえておりませんで、その点については陳謝致します。

ご質問のありました件につきましてでありますけれども、法律や条例に基づく部分について、先ほどは答弁させていただきました。再質問にありました貧困にある方々については、私も重々承知しております。私の掲げました3つの力、これはいわば日本国憲法そして自治法、それらに基づいてシンプルに3つの形で表させていただいたものであります。稼げる力でしっかりと自主財源を確保し、そうした財源に基づいて支える力を持って貧困家庭や生活弱者、そしてまた教育、子育て、そういったさまざま自主財源を伴う事業に充てていく。そして3つ目の力というのは、3つ目と形にはなっておりますけれども、それぞれ稼げる力そして支える力にプラス考える力、やはり市民の皆様、私どもそして市議会の皆様方と知恵を出し合いながら進めていき、そういった憲法に掲げる生活の保障であるとか平等の部分を実現していければと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） その方向で頑張っていたきたいと思います。

それで、介護保険についてなのですが、率直に言って、今平均がいくら、6,487円で、7期、8期は潟上市の場合は6,800円と据え置きということでいろいろありましたけれども、高いのか安いのか、そこら辺市長はどういうふうを考えているのかということなのです。高齢者の3人に2人は非課税世帯であって、特に65歳以上の方は生活が困窮している方は結構いるのです。それで、月平均1万5,000円以下の年金の方は、直接手で払わなければいけないのですけれども、年金からの引き去りじゃなくて。この方がやっぱり生活困窮だということなので滞納が進んでいるということが実態はわかると思うのです。それでどうなのかと、介護保険やっぱり高くて年金から引き去り直接でしょう。高いと思っているのか思っていないのか、そこら辺私は市長から直接お聞きしたいので

すけれどもどうですか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） この点につきましては、先ほど部長が答弁したとおり、今後も高齢化率の上昇に伴う要介護保険の増加というのは見込まれる中であって、本市における介護保険制度、運営も維持していくためには、適正な金額であるところのたび判断したものでありますので、どうぞその点をご理解いただけますよう宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 運営上は適正な金額だと思いますけれども、ただ毎月毎月利用しなくても年金からの引き去りなのでしょう。そこら辺を市長はやっぱこれ大変だなということを感じているのかどうなのか、市民からとって見れば、本当にこれ介護保険高くて大変だという声があるのですけれども、そこら辺はどのように認識しているのかということを知りたいのです。運営上は適正な金額だということだと思っただけで、そこら辺の市民感情としてはもう高くてという声がありますが、できれば引き下げたいという声に市長はそう思うのかどうなのかということを知りたいと思います。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） そういった市民の声も踏まえまして、また市政運営全般、事業の財源等も踏まえて、今後改定等も踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず次に移ります。

子育て支援と国民健康保険料なのですけれども、国保も高くて払えないという声もありますし、国の段階でも、子どもさんの均等割についてはようやく動いて、未就学児についてはということに決断になったようですけれども、しかし、該当する方がほとんど70万人くらいでそれくらいみたいなのです。今後、こういうふうなものも日程に上ってくると思うのですが、2018年から国保の話が決まりまして、それで市独自でこういうことが取り組めるのかどうか、そこら辺はどのようになっていますか。もしやれるようであれば、必要に応じて子どもの均等割のところを部分拡大していけるようであればやっていただきたいとは思っています。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 質問にお答え致します。

本市独自の制度につきましては、考え方としては可能な部分もあろうかと思えます。しかしながら、実施するにあたっては、やはり財源等伴う部分もございますので、これにつきましては部長答弁にございましたとおり、個々の財源等、また近隣の市町村の動向等重視しながら、調査、検討を進めてまいりたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、介護保険料と同じく、国保についてももっと引き下げていただきたいという市民の声がありますので、それを念頭に取り組んでいただきたいと思えます。

次に④の高校生の通学費の助成制度についてなのですけれども、始まった時点で、ひと・しごとということ、いろんな父兄からもアンケートを取って、子どもの貧困化にとっては支援策としてはいい政策だということではじめられたのですけれども、この当時の文書を、市長はまだ見ていないと思うので、それしっかり読んで検討していただきたいと思えますがどうでしょうか。ご覧になってますか、その当時の。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 質問にお答えさせていただきます。

高校生の通学費助成制度につきましては、当時の制度の立ち上げの考え方そしてまた見直しの考え方については市長就任以降、所管、部局より説明を伺っております。そのうえで、やはり非常に市財政の負担も大きい事業でございますし、また経済支援的な負担軽減に向けては、若干不公平感もある部分もあろうかと私自身認識しております。いずれにしても、子育て世帯への支援制度というものは、やはりこのあとも本市としてやはり少子高齢化、人口減少を考えていくうえでは、検討していかなければいけない課題だと思っております。直接的にこの制度の復活になるかわかりませんが、このあと関連部局等とさらに研究を進めながら、新たな子育て支援制度に向けて検討してまいりたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は、一律にこの通学費の助成制度をみんなにということじゃなくて、限定してやっぱり貧困化という大変な家庭、ひとり親家庭に限定して、精査してやっぱりやるべきだという主張なのです。それで、当時の説明受けたといいますけれども、実際になぜそういうことをやらなきゃいけないにあたったのかという文書をしっかりいちから全部最後まで読んでいただいて、自分なりに解釈しながら、今後の市政に

生かしていただきたいということなのです。それはいいでしょう。

それで5番目に入りますけれども、稼げる力なのですが、これやっぱり業者まかせにするのじゃあなくて、やはりイベントをやれば、業者の方もお金が入ってきます。それで、簡単に言えば、市がもっと関わってそういうイベントそれから集客のところをもっと大きく関わっていく必要があるのじゃないかなということで、私質問したのですけれども、それはそれでどうですか。いいですよ。関わり方もあるのですけれども。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 観光振興という形でお答えして宜しいでしょうか。

議員ご承知のとおり非常に潟上市、観光については弱い部分があります。先ほど、部長答弁がありましたとおり、それぞれ各地域に魅力ある観光資源ございますけれども、集客に向けては一層磨き上げというものが必要であるのも現状だと認識しております。私の稼げる力についてでありますけれども、稼げる力というのは、市自体が率先して進むだけではなく、やはり第一に一義的にはプレーヤーとなる事業者そして地域の方々、そういった方々に稼いでいただくという意味合いが強くございます。そのためには、やはり市だけではなく、観光協会等観光関連する事業者の方々の意欲的な意識というのも必要だと思っておりますので、その点の意識啓発そしてそういった知恵や取り組みに対しては、市としても積極的に支援を進めていきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） それでは、6つ目の買い物支援システムの構築ということで伺いたいと思いますけれども、これは、市長の独自の政策だということで、部長が答弁するというよりも、今時点で構想あるのであれば、市長から答弁お願いしたいのですけれども。買い物支援策。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） お答え致します。

この点につきましては、私の公約に掲げた部分にも所信表明にも載せさせていただいたものであります。現時点で、私個人的な考え方もございますけれども、この点につきましては、やはり民間活力というのも活用していきたいと思っております。この点については、今後そういった協力していただく民間事業者さんの発掘等を踏まえて、事業の掘り出しそしてまた組み立て等を今後検討していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 次に、コロナウイルス感染症対策にかかる経済支援等について伺いたいと思いますけれども、①の商品券の発行については、ぜひ検討してください。それから2つ目のPCR検査、抗原検査については、当日やって当日に検査結果がわかるという安いキットも、今各市町村、全国のものも見れば出ておりますので、ぜひそういうのを調査しながら、希望する方はやれるような体制、取り組みをしていただきたいと思いますけれどもどうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

今回の補正予算で、このコロナの感染の検査については2つ予算計上してございます。1つは、総務課所管分ということで抗原検査キットの配布、これにつきましては、職員をはじめ、就学前施設に勤務する職員等に対して、抗原検査キットですので、コロナウイルスに感染したときの症状と似たような症状がみられる方が簡易に検査をして、そこで陽性が出るようであれば速やかにPCR検査、本格的な検査につなげるようにということで、今回予算計上してございます。また、市内企業の支援と致しまして、県外出張した際等に、それで疑われるような症状が出た場合には、すぐに検査できるという体制を整えてございますので、まずは市民全体というよりはポイントを絞った形で、検査体制を整備させていただいたということでございます。議員ご提案の広くということだと思いますけれども、これにつきましては、今後のそのワクチン接種の状況、感染の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 希望する方に抗原検査を受けられるような体制を作っていただきたいことの私の趣旨なのですけれども、検討していただきたいと思います。

それから3つ目。女性の生理の貧困ということなのですけれども、公共施設、トイレに行けば、どこにでもトイレットペーパーがあるように、女性のこの問題についても、どこに行っても生理用品があるという状況を作っていくのが、これからの社会じゃあないかなということなのです。それでとりあえず、小中学校いろんなところありますけれども、取り組めるようであれば取り組めるところから進めていただきたいと思いますけれども、どうでしょう。簡潔にお願いします。

○議長（西村 武） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田雅人） ただいまの質問にお答え致します。

ご指摘のとおり、現在この問題に関しましては、県内でも事例が出てきておりますし、また全国的な動きもあるようでございます。そうした状況も十分踏まえながら、ただいまご指摘がありましたとおり、できるところからどういったものがどういった形でできるのか、こういったことを我々としても十分検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） ④については、まず検討していただくということで、⑤のところ
です。大体わかりましたけれども、ただ、現地に接種の場所に行けないということもある
ので、私の提案なのですけれども町内会で相談して、そういう方を運んでいく体制を
作るとか、あとは接種のための市のバス、地域を限定してここからここまで行きますか
らと、地域に呼びかけていくということも、私は集団接種では必要だと思いますので、
これについてはぜひ私の提言ということで、ご検討をお願いしていただきたいと思いま
すので。回答はいりません。

それから、果樹の霜被害対策なのですが、一定のやっぱり被害があったときに、その
ときそのときのいろんな対応ということではなくて、ずっと同じようなルールを作って対
策、援助策、そういう条文を作っていく私は必要があるのじゃあないかなと思います。
そのことと、あとどの程度まで被害が出れば援助しなければいけないかということの考
え方について伺いたいと思います。どうでしょう。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまの再質問にお答え致します。

まず、どの程度まで被害が出ればということですが、農作物につきましては、
いろんな被害の場合があります。その都度やはり我々関係機関と協力しながら、まず
やっぱり調査するというのが大事だと思っております。そういう結果を見て、県や農協
等関係機関と相談しながら、それぞれ対応してまいりたいと考えておりますので、ご理
解のほどお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） いろいろお聞きしましたけれども、取り組んでいけるような政策
であれば、私もいろいろお話しましたけれども、ぜひこのあとまた検討して、市民のた
めに頑張ってくださいということをお話して終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

昼食のために、午後1時30分まで休憩します。

午後12時08分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れ様でございます。

一般質問に入る前に、申し訳ございませんが訂正箇所3カ所ほどあります。

1カ所目。10分の3ページの1行目、「みんなの生理」の「生理」が「整理整頓」の「整理」になっておりますので、訂正宜しくお願い致します。

2カ所目。10分の6ページ下から3行目、「県内における」の次に「特定」を入れていただき「特定不妊治療」としていただきたいと思えます。

3カ所目。10分の8ページ上から10行目、「採決」の「決」を「血液」の「血」としていただきたいと思えます。

以上3点、誠に申し訳ございませんが訂正宜しくお願い致します。

それでは今定例会、私たちは大きく3点にわたり質問させていただきます。

1点目。生理の貧困について。

生理用品の負担軽減をめざす任意団体「#みんなの生理」がSNS上で実施した調査結果から、生活困窮者を背景に生理用品の購入に負担を感じる若者の実態が明らかになりました。調査は高校や大学、専門学校などに在籍する学生を対象に実施し、今年2月17日から3月2日の期間で671人が回答致しました。過去1年間で経済的な理由により生理用品の入手に苦勞したことがあると答えた人が20%に上ったほか、生理用品でないものを使ったことがある27%、交換する頻度・回数を減らした37%などの結果もみられました。

また、生理用品以外にも生理痛を抑える鎮痛剤や低容量のピルの服用などの出費がかさんだり、生理を隠さなければならない風潮に困っているなど、生理に対する理解度が乏しいという声も上がりました。

海外でも、国や自治体が支援に乗り出しております。スコットランドでは昨年11月、生理用品を無償で提供する法案が可決、韓国では年間約1万2,000円を購入費用として

補助する地域があります。

今回の調査結果について、若者向けの政策や支援の充実に取り組む日本若者協議会の室橋代表は、貧困世帯やネグレクト、コロナによる減収などさまざまだが、日本にも困窮の実態があることが明らかになったと指摘しています。

政府は3月23日、新型コロナウイルスに対応するための予備費を活用し、経済的な理由で生理用品を買えない女性への対策を進めることと決定致しました。若者の5人に1人が生理用品の入手に苦勞しているという調査結果を受け、公明党は各自治体へ活発に緊急要望を展開致しました。私も男鹿市の進藤議員・五城目町の畑沢議員と共に、本市はもとより男鹿市・八郎潟町・五城目町・井川町・大潟村の首長さんへ、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望書を提出してまいりました。

県内では大仙市・湯沢市・鹿角市が無償配布事業を開始しております。また、北秋田市は今月下旬から、恒久事業として生理用品を無償配布することは皆さんご承知のとおりです。そのほか東成瀬村・美郷町・仙北市は、今定例会に議案上程されており事業化される予定となっております。

全国的には、支援を行うまたは検討している自治体が5月時点で少なくとも255に上ることが内閣府のまとめでわかりました。

こういった背景から、次の点についてお伺い致します。

①防災備蓄品目に十分な生理用品を加えること。また防災備蓄品のローリングストック計画に衛生用品を加えることについてはいかがでしょうか。

②経済的理由で生理用品の入手が困難な方を把握しているか。また、必要な方に届く仕組みを講じることについてのお考えはいかがでしょうか。

③突然、生理がやってきた場合を想定致しますと、保健室に備えているより、市内の小中学校のトイレに生理用品を備えることの方が安心につながっていくと思いますが、トイレに備えていただくことのお考えは。

④生理を隠さなければならない風潮とするのではなく、学校教育において適切な情報提供に努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

⑤コロナ禍でアルバイト収入や仕送りが減る中で、生理用品の入手が困難という声が在ります。こういった声を受け、潟上市大学生等応援事業に女子大生の希望者に生理用品を一緒に配布してはいかがでしょうか。

大きな2点目。不妊治療の対応について。

政府は全世代型社会保障改革の柱に少子化対策を掲げ、不妊治療の経済的負担を軽減するため、不妊症支援を盛り込みました。

2021年12月、不妊治療について2022年4月から保険適用を実施するとし、これまでの期間は現行の助成制度を拡充するとの閣議決定がなされました。

日本では、5.5組に1組が不妊の検査や治療を経験しております。

日本産科婦人科学会によりますと、体外受精の実施件数は年々増加し、2018年では約45万5,000件と過去最多となっております。誕生する子どもの16人に1人は体外受精で誕生しています。秋田県においては「しあわせ運ぶコウノトリ事業」が、国の現行助成制度よりも手厚く制度設計され、本市におかれましても、令和3年度から不妊症・不育症についての助成を拡充しております。不妊治療は、段階的に治療法を変更して行われますが、それぞれの段階に応じた治療になるため通院日数が異なります。また、治療は一人ひとりの状況など見定めて行われるため、医師から指定された日に通院する必要があり、事前に予定が組みにくいことがあります。仕事をしながら治療される方にとっては、仕事との両立が課題となっております。

秋田県内における特定不妊治療に関する指定医療機関は、秋田市の秋田大学附属病院・清水産婦人科クリニックと、大仙市の大曲母子医院の3カ所のみとなっております。企業向けに不妊治療に関するセミナーやSNSのLINEによる相談サービスを全国的に展開し活動をしているNPO法人フォレシアの佐藤代表理事は、3組に1組は不妊を心配したことがあり、特に仕事と治療に悩みをお持ちの方が相当程度いらっしゃる、何らかの対応を強化すべきであると指摘しております。仕事と治療の両立に悩み、不妊治療をされた方の6人に1人（内女性は4人に1人）が離職をしております。そして、離職の際に不妊治療が理由と伝えた割合は54.4%で、企業側としては気づきにくいのが実情です。現在の女性の働き方改革においては、キャリア形成の促進が図られているものの、不妊に関する知識を知る機会の不足から不妊治療の開始年齢が遅れ、不妊治療者が増加しても出産率が低い状況にあります。

1つの対策としては、不妊に関する問題を顕在化させ、情報提供し、企業における相談窓口を設置したり、妊孕性検査を行うことで不妊治療開始を早めることができます。

厚労省は、保険適用の拡大や助成制度の拡充とは別に、仕事との両立を支援するための企業向け対策として、治療を受けやすい環境を整える中小企業の助成金創設や治療のための休暇などの導入を支援する企業向けセミナー開催を検討しております。不妊の原

因は、男性・女性ともに50%で女性だけの問題ではありません。日本における体外出産率の低さの原因としては、生殖に関する知識が諸外国と比較して極めて低く、不妊に気づくのが遅くなり、体外受精件数は諸外国の中でも際立って高いのですが、治療を始める年齢が高いため出産まで至らないそうです。35歳から39歳の女性は治療3回目までは、累積分娩率が40%以上まで上がるものの、それ以降はほとんど上がりず、40歳以上では毎回治療しても累積分娩率は10%です。このことから、早く適切な治療を受けることができれば、出産率は1.52倍増加すると見込まれるそうです。不妊治療の環境整備と併せて、適切な時期に自身の妊孕性を知ることは、その後の妊活に非常に役立つと考えられます。福岡市では今年度、30歳の希望する女性に対し、妊孕性の検査の1つである卵子の数を推定するAMH（抗ミュラー管ホルモン）検査を500円で受けられると発表致しました。この検査は主に産婦人科で行われ、自己負担額は5,000円から1万円とのことです。未婚、既婚を問わず、産婦人科の診察は内科などと違って敷居が高いものです。しかしながら、採血という方法で卵巣の状態がわかるこの検査によって、卵子の数を推定することは、将来の結婚、出産の時期を決定していくのによい指標になると思います。子どもを望む方が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくことが必要ではないでしょうか。

以上の観点から、お伺い致します。

①不妊治療に関しての本市の現状及びその取り組みについてお知らせください。

②離職せずに不妊治療と仕事の両立ができるよう、環境整備に向けた企業・団体への支援と情報提供が必要だと思いますがいかがでしょうか。

③妊孕性の検査に向けた、ワンコイン検査・無料クーポン券の配布など、市独自の取り組みができないものかお伺い致します。

大きな3点目。新型コロナウイルスワクチン接種について。

本市における新型コロナウイルスワクチン接種がおおむね順調に進んでいることに感謝申し上げますと共に、ご尽力いただいております職員の皆様はじめ携わっていただいております皆様方には心より敬意を表します。

75歳以上の接種を終えた方たちより、「潟上市民でよかった。皆さん親切で安心して接種ができた」、「報道されているような副作用もなく、恐怖からの解放でスッキリした」など、喜びの声が何人からも届き、私も職員の皆様に誇らしく思います。今後も引き続き宜しくお願ひ致します。

さて本市では、現在は75歳以上の方を優先的にワクチン接種が進んでおります。6月19日からは70歳以上の方へ拡大、個別接種もスタートするという事で加速化しておりますが、市民の皆様は年齢問わず早く打ちたいと思っている方も多くいらっしゃいます。ワクチン接種については、6月の広報かたがみにも詳しく掲載されておりますが、まだ不安と戦っている方、申し込みをしても会場までの足がなく断念している方などさまざまな声を耳にします。そういった方々の不安を払拭するためにも、ワクチンの円滑かつ迅速な接種に向けた積極的な取り組みが必要です。

秋田県新型コロナウイルスワクチン接種支援本部会議の資料から、重症化リスクの高い高齢者へのワクチン接種を短期間で終わらせることは重要であり、一般住民へ接種を早期に開始するためにも、まずは高齢者への接種が速やかに進めるよう依頼があったかと思っております。そのためには県としても、接種促進のため全力で支援していくとしております。高齢者に次ぐ接種順位への移行に関連する国からの事務連絡等でも、可能な限り接種の空白期間が生じないように順次、次の順位へ接種を進めるとあります。以上の観点から、確認の意も込めて次の点についてお伺い致します。

①不安を取り除くためにも、ワクチンの安全性と丁寧な情報発信についていかがお考えでしょうか。

②独居高齢者・障がい者や在宅での医療的ケア児者等へのきめ細やかな配慮、自力で接種会場に行くのが困難な人に対する移動支援や訪問接種の実施等についてのお考えはいかがでしょうか。

③会場内への予診票記入や手話通訳、筆談ボードの配備については。

④接種年齢が12歳に引き下がったことにより、年齢の拡大に伴う接種対象者数の増加が見込まれます。接種計画の見直し、スケジュールの前倒しを検討することについてはいかがお考えでしょうか。

以上、大きく3点にわたり壇上からの質問とさせていただきます。

ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） これより当局より答弁を求めます。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目、「生理の貧困について」のうち、私からは、3点目の「市内の小中学校のトイレに生理用品を備えることは」についてと4点目の「生理を隠さなければならない風潮ではなく、学校教育において適切な情報提供について」、その他については、福祉保健部からお答えをさせ

ていただきます。

それではご質問の3点目、「市内の小中学校のトイレに生理用品を備えること」についてであります。 「生理の貧困」の観点からに加えて「生理になった場合の対応」の観点からのお尋ねと存じます。

まずはじめに、生理の貧困の観点からであります。市内の小中学校に確認を致しましたところ、経済的な理由で生理用品の入手が困難であるというお子さんやご家庭からの相談は今のところはありませんでした。今後も引き続き、個々のお子さんの状況に応じて適切に指導及び助言ができるように、日ごろからの健康相談活動を充実させてまいります。

また、生理になった場合の対応としてトイレに生理用品を備えることについては、ご指摘のとおり、保健室において、忘れてきたりそれから数が足りなくなったりした場合に、各校とも無償でかつ返却不要ということで提供しております。小中学校期の成長過程においては、まずは必要な準備を自分の力で行うそして困ったことがあったら保健室や職員に相談できるということもまた大切な育てたい力でもございますので、まずは今後とも、相談しやすい環境を整え保健室等で適切に対応するとともに、今回の議員ご指摘のとおり、経済的状況等も含めた個々のお子さんの状況に応じて適切に対応してまいります。

次にご質問の4点目、「生理を隠さなければならない風潮ではなく、学校教育において適切な情報提供について」お答え致します。

学校教育における生理に関する学習は、現在の学習指導要領では小学校4年生と中学校1年生で行われております。小学校4年生では、体育の体の発育・発達の学習の中で、「体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること」について、それから中学校1年生では、保健体育の心身の機能の発達と心の健康の学習において、「思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること」について、それぞれ養護教諭や助産師とのチームティーチングなどを取り入れるなど工夫をして学習致します。

このように、小中学校では男女が一緒に生理について学習することを基にして、日ごろから男女が互いに性差を理解し尊重する教育を進めております。そして今後も引き続き適切な指導に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 筒井福祉保健部技監。

○福祉保健部技監兼社会福祉課長（筒井弥生） 私からは、1つ目の「整理の貧困」の1点目、2点目、5点目と、3つ目の「新型コロナウイルスワクチン接種」についてをお答えします。

まずはじめにご質問の1点目の生理の貧困の第1点目、「防災備蓄品のローリングストック計画に衛生用品を加えることについて」お答え致します。

秋田県地域防災計画に盛り込まれている備蓄計画では、秋田県及び市町村は、災害発生直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのない19品目を共同備蓄品目と定め、それぞれ必要な品目を備蓄するよう努めるものとしております。本市の衛生用品（生理用品と紙おむつ等）の備蓄状況は、共同備蓄の目標量を満たしており、十分に確保されているものと認識しております。しかし、生理用品では5年、紙おむつでは3年の使用期限があり、今後も使用期限に留意しながら計画的な備蓄に努めてまいりたいと考えております。これら備蓄品は災害発生時に使用するために備蓄しているものであり、経済的な理由で生理用品の入手が困難な方に使用期限切れ間近の衛生用品等について配布することについては、備蓄の趣旨・目的の観点から慎重な検討が必要であると考えております。

次にご質問の2点目、「経済的理由で生理用品の入手困難な方の把握は。また、必要な方に届く仕組みは」についてですが、昨年のコロナ禍より、市では様々な生活相談に対応してまいりました。相談件数は前年の1.8倍の160件で、必要な方にはフードバンクあきたと連携し、随時食料支援や制服等のリユース等を実施しておりますが、現在までのところ、生理用品等について入手困難などの相談はいただいております。生活全般について困難な状態にある方は、生理用品の入手についても困難な状態にあると思われると思います。まずは健康推進課や学校教育課、幼児教育課等関係各課及び関連施設等と連携し、困難な生活状況にある方の情報把握に努めてまいります。

「また、必要な方に届く仕組みは」についてですが、大変デリケートな内容でもありますので、女性が立ち寄りやすい課の窓口での手渡しや学校であれば保健室等への設置などが考えられますが、市には女性の相談員もおりますので、今後、相談内容に注視しながら対応してまいります。

次にご質問の5点目、「潟上市大学生等応援事業に、希望する女子大生に生理用品の

配布をすること」についてお答え致します。

潟上市大学生等応援事業は、親元を離れて暮らす大学生等に潟上市の特産品を贈り、ふるさとの味をパワーに変えて学生生活を乗り切ってもらおうという趣旨の事業であり、ご質問の件につきましては、本事業の趣旨には沿わないものと考えますのでご理解願います。

続きましてご質問の3つ目、「新型コロナウイルスワクチン接種について」お答え致します。

この中のご質問の1点目ですが、「ワクチンの安全性など丁寧な情報発信についていかがお考えでしょうか」についてですが、市では接種券送付時のほか、広報やホームページ等でワクチン接種の有効性等についてお知らせしております。今後も市民の皆様からご質問やお問い合わせには真摯に対応してまいりたいと思います。

ご質問の2点目、「独居高齢者・障がい者や在宅での医療ケア見者等へのきめ細かな配慮、自力で接種会場に行くのが困難な人に対する移動支援や訪問接種の実施等についての考えはいかがでしょうか」についてお答え致します。

集団接種会場に来ることが困難な方につきましては、市内10の医療機関で接種が可能なことから、かかりつけ医療機関またはお近くの医療機関へご相談ください。現在、集団接種においても医療従事者の確保が大変厳しいことから、訪問接種等は現時点では考えておりません。

ご質問の3点目、「会場内への予診票記入や手話通訳、筆談ボードの配備」については、聴覚障がい者で手話通訳が必要な方には個別に対応し手話通訳者の手配を済ませており、さらに、指差しで簡単に問診ができるような準備も進めております。今後も必要に応じて障がい者等に配慮した工夫をしてまいります。

ご質問の4点目、「接種年齢が12歳まで引き下がったことにより、接種計画の見直し、スケジュールの前倒しを検討すること」につきましては、これまでスケジュールの見直しを複数回行ってありますが、今後も市民の皆様が安心安全に予防接種ができるよう、国の指示のもと順次進めてまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 続きまして、「不妊治療の対応について」お答え致します。

本市では、不妊治療について特定不妊治療助成事業と一般不妊治療助成事業を行っております。特定不妊治療助成事業は、健康保険が適用されない治療への助成事業で、県の助成額を超えた自己負担額について全額助成をしています。また、一般不妊治療助成事業は、健康保険が適用される事業ですが、平成28年度から自己負担額分について全額助成をしております。昨年度の申請は、特定・一般を合わせて45件で、出産数は10人でございます。全額助成により治療環境が整備され、精神的・経済的な負担の軽減につながっております。

ご質問の1点目、「不妊治療に関しての本市の現状、及びその取り組み」についてお答え致します。

昨年度開設した子育て世代包括支援センターかたるんでは、助産師が不妊についての相談に応じていますが、精神的な不安軽減のため、市の臨床心理士も対応しております。また助成事業については、必要な方に情報が届くよう、広報やホームページのほか母子健康手帳アプリでの周知、秋田市内の産婦人科医院等へのチラシ配布やポスター掲示を依頼するなどしています。

次にご質問の2点目、「離職せずに不妊治療と仕事の両立に向けた企業・団体への支援・情報提供」についてお答え致します。

県では、秋田県こころとからだの相談室において面接、電話相談、メールでの相談を受け付けていますが、加えて不妊治療中であることについて、職場での理解と配慮を求めやすくするため不妊治療連絡カードの紹介をしております。今後、企業・団体等に対し、不妊治療への理解を深めていただくためにも、県と連携し、事業の周知を努めるとともに広報等でも呼びかけてまいります。

次にご質問の3点目、「妊孕性の検査に向けた、ワンコイン検査・無料クーポン券の配布など市独自の取組ができないものか」についてお答え致します。

妊孕性検査につきましては、将来の妊娠する可能性や自身の現在の状況を知るうえで有効な検査と思いますが、市としては現在不妊に苦しむ方、お子さんを望む方への助成に力を入れ、不妊治療助成事業を実施しています。妊孕性検査助成の取り組みにつきましては今後、国の動向を見据え、他県及び他市町村の状況等情報収集した上で検討してまいります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 1番目の生理の貧困についてでございますが、①についてです。

この通告書でも少々触れさせていただいておりますが、公明党女性委員会・古屋委員長が任意団体みんなの生理から要望を受け、20代・30代の女性の生理を巡る課題について意見交換するなど、当事者の声に耳を傾けてきました。その結果をもとに、佐々木さやかさんがこういう生理用品の負担軽減を言及、私も4月26日にコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望書を市長に提出させていただいております。その提出させていただいた際に、担当官に防災備蓄庫の生理用品についてちょっとお尋ね申し上げました。そのときに確認していただきましたら、トイレに流せるナプキン400個に関しまして、使用期限5年どころか8年くらいも経過していて、その400個を廃棄しなければいけない、入れ替えをするということでありましたので、そういうことも含めて質問をさせていただいております。生理用品については、十分な数を確保しているということでありましたけれども、生理用品というのはいろいろ種類があります。その種類についてはどのようになっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

生理用品、種類ということではありますが、数字については把握しておるのですけれどもその種類までは現在把握しておりませんので調査してみたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 種類についてはあとでという形で、ぜひちょっと調べていただきたいと思います。

ローリングストック計画についてなのですが、この辺についてちょっと答弁いただいていないような気がしましたので、そのローリングストック計画にこの生理用品というか衛生用品は含まれているものかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

今ローリングストック計画、菅原議員のお考えの中には、県の中で最低限ストックすべき基準ということがございますけれども、さらにそれに上乘せして市でも持って置いたらいいんじゃないかということ、それから計画的に更新していくべきではないかということ2つ含まれているのではないかと思いますけれども、それについては、数でいきますと潟上市の生理用品に限って申しますと、県の備蓄基準の3.5倍ほどの備蓄を現在

持っております。そういった意味で、先ほどの答弁にもありましたように十分な量を備蓄しているということで答弁させていただきました。加えて、こういったものは期限がございますので、それぞれこの期限に合わせてこのあとも順次更新してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 十分に備えているというのは理解できました。ただローリングストックというのは、先ほども申し上げましたように400個が使用期限を過ぎていて廃棄したという実数です。そういうのが判明しました。そうやって捨てるのであれば、ローリングストック表というのを必要ではないのでしょうかという意味で質問させていただきましたが、その点宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答え致します。

備蓄品の管理は、一応現在行っているところでございますけれども、ローリングストック計画といえるほどまできちんとしたものにはどうもなっておらないようですので、このあと検討してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ローリングストック計画がきちんとしたものではないということでありました。やはり、そういったものはいけないのではないかと、きちんとしたものをしていただかないと廃棄する、ただ本当に投げる、食料品に関してのローリングストック計画をここで聞かせていただきますがそれはあると思うのですが、それにあわせてこの衛生用品を加えることはできないかということ再度お尋ね致します。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

食料品については、きちんとした管理を行っておりまして、期限切れ間近のものについては、自主防災組織でいろいろと活用していただけるように現在行っております。あわせて、議員からご提案のありました生理用品に限らずその期限のあるものについては、これから管理できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ぜひ管理を怠らずお願いしたいと思います。

②に移りたいと思います。

答弁の中で、生活困窮相談とか件数は増えておりますけれども、生理に関してのそういった相談はありませんということでありました。通告書にも述べましたが、生理の貧困について、声を上げる人はおりません。大仙市で県内初で無償配布しました大仙コスモスプロジェクト事業も、現時点で本市における事例というか生理の貧困については確認しておりませんが、全国の自治体において、こうした女性の声を通してやっぱり実情が届けられている現状だというのがわかって、大仙市は無償配布をすることに決定致しました。また恒久事業になりました北秋田市でも、やはり女性の人数に応じた配布を決定致しました。声があげられない現状であるのに対して、声がないからそういうことは考えておりませんということでありましたけれども、こういった県内の事情を鑑みても、私はやるべきだと思いますが再度お尋ね申し上げます。

○議長（西村 武） 筒井福祉保健部技監。

○福祉保健部技監兼社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

確かに女性は、生理について生理用品がなくても声を上げられないということはあるかと思いますが。ただ私たちとしましては、特に福祉的な視点から申し上げますと、そのもの1点だけ、生理用品だけが届いたからそれで解決するというのではないと思うのです。その裏には、やはり生活できない、生理用品が買えないほどの大変さを抱えていると考えております。とてもデリケートな内容ですのでなかなか話しづらいということはあるかと思いますが、いろいろな市の関連関係機関それから保育所等それから女性が立ち寄りやすいようなところと連携し情報を集めて、本当に苦しんでいるという方たちの情報を集めてそして対応していくと考えておりますので、これまで実施している相談等の中にもそういった声をつなげていけるようにこれから配慮してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 答弁いただいたとおりなのです。生理の貧困が解決したからという問題ではなくて、生理の貧困、無償配布することによって、受け取りに来た女性がほかに困っていることはありませんかと尋ね、失業や生活困窮に関する相談窓口につなげたという事例もございます。やはり、どういった手を差し伸べるかによって、その人の生活というものの実態がわかってくると思いますので、これはぜひ私前向きに検討して

いただきたいと思いますがその点について再度お尋ね致します。

○議長（西村 武） 筒井福祉保健部技監。

○福祉保健部技監兼社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

先ほど述べましたとおり、困っている方たちの声に耳を傾け、そのひとつのことからたくさんの困っていることが引き出せるような形で、今後も対応してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 3 番菅原議員。

○3 番（菅原理恵子） ③に移りたいと思います。

トイレに生理用品を備えることについてなのですが、午前中同僚議員もおっしゃっていましたが、トイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品が常に備えられているというごく自然な体制というものを取れないものか。それが理想的だと私は思うのですが、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

学校ということですので、まずはそういった学校のトイレに置くことから始められないかということでのお尋ねをいただいたと受け止めます。

先ほど答弁させていただいたように、学校では、トイレに常設で置いているのではないのですが、保健室で借りやすい、もう少し具体的に申し上げますと、そういった身体的な状況になったお子さんは、お困りの状況は借りるだけではなくて、清拭をしたりですとか全身を整えるですとかいろいろ伴うことが多ございますので、保健室で使うものをお渡ししてそこで対応するということが一般的で、学校にとって子どもにとっては、安心な環境と考えておりますので、先ほどの答弁をさせていただきました。そういったこととまた一般的にトイレットペーパーがあるように生理用品をとということについては、学校をはじめとする社会全体のそういった機運を醸成していくということとまた関連してくると捉え、私どもも学校としてどういった対応が、それが子どもの教育にとって有益になっていくかということは、今少し研究をさせていただきたい。ただ、大事な子どもたちの困っている、忘れちゃったと仮に来たのだけれども、本当は買えなかったのかもしれない、そういった視点を持って、子どもたちに幅広く接していくという視点を今回いただいたと思って大変感謝しております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。引き続きお願いしたいと思います。

これは要望になります。子どもの場合は、保護者のネグレクトが絡む場合があり、表面化しにくいだけに学校のトイレに配備する意味は大きいと思います。内閣府の調査による生理用品の配布または検討している地方自治体255のうち、公共施設や社会福祉協議会の窓口で配布したり小中学校のトイレに配備するケースが多くなってきているので、検討していただければと思いますので引き続き宜しくお願い致します。

④の学校教育について、適切な情報提供をとということで、小学校4年と中学校1年に学習しているということでありました。

生理は恥ずかしいもので隠さなければならないものという風潮というものはまだまだ取り除かれていないので、生理の貧困であっても声を出せない状態だと思うのです。それで、小4と中1での学習をとおして、子どもたちの様子というのを私ちょっと理解できないのですけれども、こういった様子をとおして、本当に隠さなくてもいいのだよという風潮になっているかどうか、ちょっとその点1点確認したいと思いますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

そういった系統的な学習をとおして、子どもたちの中にそういった隠さなくてもいいのだという意識が醸成されているかについては、先ほど議員のお話にもあった家庭等々の問題もあって、例えば小学校4年生での初めての性教育の場面では、こういったことはご家庭でもどういったふうに子どもに話したらいいものだろうかという課題もあります。それでこういった場合、例えばご家庭にあらかじめアンケートを取ったり、一例ですけれどもそういったことで、教室の中で閉じたものではなくてご家庭を巻き込んで、子どもたちを成長段階に応じて育てていくということが行われるようになってきております。そういったことで、クラスの中でのそういった男女ともに学ぶということで、案外子どもたちは、4年生段階では結構隠さなければならないという子もいれば、そういった段階にないお子さんもいらっしゃいますので、そういったことがひとつの学習の中でともに学ぶことでそれぞれまた意識が変容し、それをご家庭に持ち帰るというサイクルをとおして。

それからもう一つ付け加えさせていただきますと、4年生で1回、中学校1年生の体

育で1回学ぶだけではなくて、学校はご案内のとおり、例えば道徳ですとか特活ですとか、学校教育全体の中で繰り返し日常的な中で、そういった場面に応じて性教育ということが行われるようになっており、またもう一つ付け加えますと、秋田県というのは全国に先駆けて、県の医師会と連携を致しまして性教育というのを20年前になると思うのですけれども、それで例えば中絶率がすごく下がったですとか実績がある県でございます。そういったことで、比較的私たちはそういった教育的な環境の中でお子さんたちに育っていただく環境を整えるという機運はあると思っておりますので、今回いただいた視点をもとに、また隠さなければならない風潮ということが、この子どもたちが大人になっていったときにそういった社会を自ら作っていくという意味においても、引き続きそういった教育に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ⑤に移りたいと思います。

学生等応援事業に、希望者に生理用品をとということで、趣旨が違うということでありました。ただ、これはなぜお願いしたかといいますと、コロナ禍でアルバイト収入や仕送りが減るなか、専門家は、生理用品が入手できないと学習や外出の機会を失い、社会的に孤立する、と支援の必要性を訴えております。それで、筑紫女学園大学では昨年5月、生理用品を含む生活必需品について、学生1,357人にアンケートを実施致しました。約15%が買い控えるか買えないと回答したそうです。それで、歴史社会学者の田中ひかるさんは、スマートフォンの料金を払えるのになぜ生理用品は買えないのかという声が多くあるけれどもスマホがなければ勉強や就職活動に差し支えることもあると強調しています。他人に気づかれにくい生理の問題は置き去りになりがちなのです。やはり、コロナ禍でアルバイトとか親の収入が減って仕送りがやはり少なくなっている学生さんの中にはいらっしゃると思います。そういったときに、やはり生理用品を、さっきから申し上げていますが、買えることを控えている、取り替えることをおさえているという実態であれば、やはり社会的孤立につながっていくという指摘もございまして、これぜひ前向きに検討していただきたいなと思っておりますが、市の見解を伺いたいと思っております。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えさせていただきます。

潟上市大学生等応援事業におきまして、生理用品を贈答品として送ることに関しての私の見解でありますけれども、冒頭、部長の方が答弁したとおり本事業については、市外で生活する学生にふるさとの特産品を送って、そのふるさとの元気を与えながら元気にこのコロナ禍において学生生活を送っていただき、またそのふるさとを思い、そうした学生がまたふるさとに帰ってきていただくという意味合いを持って、現下のコロナ禍における学生支援ということで、今回地方創生の国費交付金を当てはめた事業であります。事業の性質上、こういったものは一過性の事業でありまして、ご質問のありましたその貧困に伴う生理用品の事業等については、これは貧困というものは、このコロナ禍以降においても一概に解決する問題ではないと思っております。こうした生理用品の贈答や支援については、またこのふるさと応援事業とは別途考えていかなければいけない事業であると思っております。現在、潟上市においては、こういった事業に取り組んではおりませんが、他市町村で取り組み等の事業内容そしてまた事業実績等を踏まえながら、本市の現状を踏まえて事業化を検討してまいりたいと思っております。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 市長、ありがとうございます。別枠で考えていくということで、ぜひこれは検討していただきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

次、大きな2点目。一般不妊治療費について再質問させていただきます。

秋田県下において、本市における施策というのは本当に素晴らしいものをしていただいていると本当に感謝申し上げます。最後に、妊孕性検査だけにちょっと特化して質問させていただきますと思います。

日本は世界一体外受精件数でありますけれども、採卵1回当たりの出産率は諸外国で最下位というデータ結果です。早く適切な治療を受けることができれば、出産率は1.52倍も増加するそうです。そこで一番重要となってくるのが妊孕性検査です。福岡市で開始する血液検査AMSで卵子の数がわかり、数によってその人の受精時期が把握できます。不妊治療の開始年齢が早まり不妊治療者が減り、出産率向上にもつながるということでありました。不妊治療は本当に先ほど申し上げましたように、本市での不妊治療は本当に素晴らしいものがあって、私自身、昨日の夜ホームページを開いてみたときに素晴らしいなど、これは質問する趣旨ではなかったなということで反省はしておるものの、妊孕性検査というこの重大さはちょっと理解していただきたいと思っております。この妊孕性検査によって卵子の数がわかって、いつ排卵するかということが全部わかってく

ると。その一連の流れからにすると、この妊孕性検査というのが必要になってくると思いますけれども、その必要性について再度お伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

妊孕性検査の重要性につきましては菅原議員からおっしゃられたとおりでございます。早く早めに自分の状態はどういうふうなのかということは非常に大切なことではございます。議員の質問にもありましたように、来年の4月から不妊治療が保険適用されるということがございますので、その保険の適用範囲がどの辺までに位置するものなのかということも確認したうえで、もしその中に妊孕検査等のものが入っているようであれば、通常の不妊治療それとあわせての今助成をしておりますけれども、検査内容は妊孕性検査も不妊治療の検査もほぼ同じようなものだと聞いておりますので、そういった意味では、事前の妊孕性検査等についても助成ができるような範囲内であれば、適切に対応してまいりたいと考えています。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 範囲内であれば適切にという言葉は今頂戴致しました。やはり妊孕性について、メディカルトリビューンより、妊孕性に関する情報は妊活に役立つかどうかということが2018年12月13日に公開されております。いつか子どもを持ちたいと考えている人が妊孕性に関する情報提供を受けた場合、その後の妊活に影響が出るのだろうか。秋田大学大学院環境保健学講座講師の前田恵里さんが2015年に行った妊孕性に関する教育研究の参加者について、2年後の状況を調査し、その結果を医学誌に発表致しました。パートナーがいる人に限定した解析から妊孕性に関する情報提供を受けた人は、妊娠中の葉酸摂取に関する情報提供された人に比べて、新たな子どもの生まれるタイミングが早いことがわかったという調査結果が出ております。やはり妊孕性、この血液検査で妊孕性検査ができ、いつ卵子がいっぱいあるのかというのがわかっていて婚活するのと、全然わからないで結婚して、先ほども言いましたように不妊治療をするのとでは、出産率がだいぶちがってくるという結果でありますので、この妊孕性について、やはり私は導入すべきではないかという思いがありますので、無料クーポン券もしくはワンコイン検査というものについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

答弁の繰り返しになりますけれども、今現在、潟上市におきましては、一般、特定あわせて全額助成をしているという実績がございます。そういったものがありますので、この妊孕性の検査が、先ほども言いましたように一般の保険適用になるかならないかは別にしましても、必要に応じては全額助成の対象にする方向で検討する価値もあると認識してございます。ただ、妊孕性の温存ということもご存知かと思っておりますけれども、さまざまな要因によりまして、健全な女性の方がなんらかの原因によって妊孕性が失われる場合もあるということが多々ございますので、そういった場合も、この治療の要因とつながりますけれどもどういった助成ができるのかということ、不妊治療とあわせた妊孕性の温存という大事なこともございますのでその辺も視野に入れながら、このあと国の動向そういったものを見ながら、合わせて県内の状況を見まして適切に対応していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。時間もないので、それこそ誰ひとりSDGsの理念の下、誰ひとり取り残すことのないような事業展開を進めていただきたいことを切望して、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。14時40分に再開します。暫時休憩。

午後 2時28分 休憩

.....
午後 2時40分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5番菅原龍太郎議員の発言を許します。5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 私にとって、8年前までは答弁席におりましたけれども、このたび市会議員となり、記念すべき初めての一般質問となります。

では、通告書に従いまして一般質問を行いますので答弁宜しくお願い致します。

質問の1、過疎債適用に伴うJR大久保駅東西自由通路の建設について。

令和3年度より、潟上市の一部（旧昭和町と旧飯田川町）の人口が急激かつ大幅に減少したため、過疎対策事業市に認定されました。過疎対策債の目的は、過疎地域の自立

促進（住民福祉の向上・雇用の増大・地域格差の是正・美しく風土ある国土の形成）を図り、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業債とあります。過疎地域自立特別措置法第6条に規定する過疎地地域自立促進市町村計画に基づいて実施する公共施設や情報通信基盤等整備する事業を対象とする地方債とあります。起債充当率100%交付税措置70%と合併特例債よりも有利であり、据置期間を含め償還期間は12年であります。合併特例債も残りあとわずかしかないと思えます。

さて、過疎対策事業として具体例はいろいろありますが、そのひとつとして交通通信事業があり、大久保駅東西自由通路が考えられます。大久保駅東西通路の建設については新市建設計画にも記載されており、大久保駅利用者や地域住民の長年の要望事項であります。

東西自由通路が整備されると西側から東側に移動する必要がなくなるので、通勤時間帯の駅前周辺道路の交通渋滞緩和、未来を担う高校生の大久保踏切での安全性の確保、駅西側の医療介護施設への利便性の向上、大久保駅西側地域の市街化区域開発行為の促進、天王湖岸地域の久保駅の活用等が図られます。

駅西側には駐車場用地もすでに確保されており、近くの奥羽本線沿線駅で東西通路がないのは大久保駅と羽後飯塚駅だけでございまして、八郎潟駅・井川さくら駅・追分駅・土崎駅・新設の外旭川駅（社会資本整備総合交付金事業で行われました）も通路は建設済であります。

まずは乗客数の多い大久保駅の東西自由通路を建設することが、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの地域社会の実現に資することのひとつだと考えます。

では質問です。

1、過疎地地域自立促進市町村計画の樹立・申請は9月と聞いておりますが、策定作業スケジュールと体制はどうでしょうか。

2、過疎債の限度額はいくらですか。

3、住民意向調査（意見聴取）はどのように行いますか。

4、旧昭和町・旧飯田川町の住民説明会を開催する予定はありますか。

5、潟上市総合発展計画後期計画と過疎債に基づく対策との整合性はどのようになりますか。

6番、大久保駅東西通路建設を自立促進市町村計画に計上する考えはありますか。

以上、市当局の考えをお聞かせください。

次2番、市債のもっとわかりやすい説明について。

市の各会計決算説明資料、令和元年に飛ぶのですが108ページ、109ページの普通会計の地方債の状況について、もっとわかりやすい説明をすべきでないでしょうか。

これでは1番、すべての市債（借金）を市民が将来において全額支払いしなければならないと思ってしまう。

2各地方債の性質を説明（充当率、交付税措置）をしていないので誤解を招くものであり、実質負担額（実借入額）を明示するよう今後の掲載の仕方を検討すべきではないでしょうか。

9月の決算説明資料作成までに市債残高でございますが、後年度、交付税措置（元利償還金の一定割合を普通交付税の基準財政需要額に算入する事業費補正）により、潟上市の実質負担額がしっかりとわかります。説明資料に欄を増やし交付税措置分と実質負担額を明示し、市民の皆さんに説明すべきではないでしょうか。

市の財政担当しか交付税算入額の資料は持っておりませんので、市議会議員及び市民は内容はわかりません。

また建設事業等の財源については、国庫補助金などの特定財源を除いた地方負担額のうち、地方債で充当してもよいとする比率（起債充当率）の明示、また単独事業の場合は予想された事業費のうち起債で賄ってよいとする比率（起債充当率）の明示が必要と考えます。

それらのうち、交付税措置の割合（元利償還金の一定割合を普通交付税の基準財政需要額に算入）分を、後年度、地方交付税として地方自治体に交付されます。国が元利償還金を負担してくれる割合をも明示する必要があります。これらの資料は議会だよりも活用できると考えます。

では質問です。

①交付税算入額を表示し、実質負担額を明示する考えはありますか。

2事業債区分ごとの起債充当率と交付税措置の算入割合を明示する考えはありますか。

以上、市当局の考えをお聞かせください。

以上、檀上からの質問と致します。答弁宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 5番菅原龍太郎議員の一般質問の1つ目、「過疎債適用に伴うJR大久保駅東西自由通路の建設について」お答え致します。

ご質問の1点目の過疎地域持続的発展計画の樹立・申請、策定作業スケジュール、3点目の住民意向調査、4点目の旧昭和町・旧飯田川町の住民説明会の開催予定及び5点目の潟上市総合発展計画と過疎債に基づく対策との整合性はどうですかについては、一括してお答え致します。

本市の過疎指定は、令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、新たな過疎地域の要件が追加されたことにより、本市の一部（旧昭和町、旧飯田川町）の地域が要件を満たすこととなり過疎地域に指定されました。この地域指定を受け、昭和、飯田川両地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、潟上市過疎地域持続的発展計画（仮称）の策定を進めることとしており、第2次潟上市総合計画や潟上市公共施設等総合管理計画との整合性を図りつつ、過疎法の目的に合致する事業を掲載していくこととしております。

また、本計画の対象地域は過疎指定を受けております昭和、飯田川両地域ではございますが、地域に限定した説明会や意見聴取ではなく、パブリックコメントにより全市的に市民の皆様からお寄せいただいたご意見等を検討しながら計画に反映させていきたいと考えております。

この潟上市過疎地域持続的発展計画（仮称）の策定につきましては、過疎指定地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、市民の皆様や議会との合意形成を図りながら、今後の定例会においてご承認をいただきたく策定作業を進めてまいります。

次にご質問の2点目、「過疎債の限度額はいくらか」についてお答え致します。

過疎対策事業債の発行限度額は、ソフト事業についてはこの限度額が定められますが、ハード事業については発行限度額は定められておりません。

なお、過疎対策事業債は、ご質問にありましたとおり充当率100%で交付税算入率は70%となっており、合併特例債よりも充当率が高く設定されておりますが、潟上市過疎地域持続的発展計画（仮称）の策定を踏まえて、計画的に活用する必要があると考えております。

次にご質問の6点目、「大久保駅東西通路建設を過疎地域持続的発展計画に計上する

考えはあるか」についてお答え致します。

大久保駅東西通路の建設につきましては、周辺住民の意向等も踏まえながらこれまでたびたび協議されてきたところではありますが、周辺人口や駅利用者の減少、今後の利用予測による費用対効果などから事業化には至っておりません。過疎地域持続的発展計画への掲載につきましては、周辺エリアの活性化策とあわせ総合的に検討してまいりますので、ご理解くださるようお願い致します。

続きまして一般質問の2つ目、「市債のもっとわかりやすい説明について」お答え致します。

ご質問の1点目、「交付税算入額を明示し、実質負担額を明示する考えはありますか」と、ご質問2点の目、「事業債区分ごとの起債充当率と交付税措置の算入割合を明示する考えはありますか」については、関連がございますので一括してお答え致します。

令和元年度決算書附属資料108ページ、109ページの地方債の状況において、事業別地方債現在高の表を載せております。この表は、地方財政状況調査いわゆる決算統計の地方債現在高の状況をとりとまとめたものでございます。

決算統計の地方債現在高の状況における地方債の項目は、公共事業等債など大項目で29項目、小項目を含めた全体では89項目あり、そのうち本市が当該するものは、大項目で14項目、小項目を含めた全体では33項目にもおよぶことから、決算書附属資料の地方債の状況は、見やすくするために項目を調整しております。ご質問にあります地方債の充当率や交付税算入率等を記載するとなれば項目が増え、今後も地方債の項目は増加することから、表が煩雑となり見づらくなることが想定されます。

本市の地方債の状況は、決算書附属資料の地方債の状況にある通りですが、令和元年度末現在高のうち合併特例債が約54%、臨時財政対策債が約32%で、全体の約86%を占めております。ご質問の実質負担額については、合併特例債は交付税算入率70%、臨時財政対策債は交付税算入率100%ですので、金額を推測することができると考えております。

ただし、交付税算定の中では、基準財政収入額が除かれた差額が交付額となり、交付税算入額は交付額と一致しておりませんので、算入額を差し引いたものを実費負担額として表現することは誤解を招く恐れがあるため、表示することは差し控えたいと考えております。

また毎年9月の定例会において、前年度決算の財政健全化判断比率として4つの指標

を報告しております。このうち将来負担比率では、地方債残高を含めた将来負担額（市が将来にわたって負担すべき金額）と充当可能財源等（交付税算入額を含めた将来にわたって見込まれる収入）、これを示しております。市債に限って将来の負担額を示すよりも、将来負担比率の方がより実態を示したものであり、国の基準によって全国の自治体を比較できる資料であります。

市の予算や決算、財政状況につきましては、議会での説明のほか、広報やホームページで公表しておりますが、今後も、市民の皆様にはわかりやすく、親しみのもてる内容となるよう、資料作成と公表に努めてまいります。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員、再質問ありますか。5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） まず1番の過疎債適用に伴うJR大久保駅自由通路についてでございますが、答弁、市長にお願いしたいのですが、実は、今の総務部長からお話がありましたように、もう市議員の方とかそれからコミュニティの方とか、いろいろな場所においてこの質問を行っております。もう十何回もあるのですけれども、それでその中で、直接管理局の方へ出向いた方もいらっしゃいます。それで、そのときの話とすれば、秋田弁で言えば「何でおめがた来て、市役所の方が来ないのか」と一喝されてきているという報告がほとんどでございます。それで、大久保駅はJRの玄関口で、潟上市の顔の一つなわけです。それで東西自由通路の建設は、これから他事業も含め、地域事業のメニューを総合的に検討して計画されるものだと思います。東西自由通路の建設は、地域住民の意思と潟上市の関心が必要でございます。それで昭和、飯田川の住民が、声高にこうやって市議員とかが何回も出したとしても、市が積極的に動かない限りできないわけでございます。それで、市が積極的に動きJRと交渉し、前に進めるという考えはございませんでしょうか。検討するという言葉はいただけないのでしょうか。

以上でございます。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問に答弁させていただきます。

この大久保駅の東西通路につきましては、私が市長になる前、県議会時代からこの地域におきましては、私も西口からの乗り入れというものの必要性を訴えてきた立場がございますので、そういった意味合いにおいて、当時の状況等も確認させていただいております。当時は合併の中においては、合併特例債等の適債事業としてなかなか認められない状況があったようでございまして、事業化には至っていないという認識をしております。

ます。また、各種地元の議員の先生方がJR等交渉に訪れたという経緯も、当時県議時代に伺っております。そうした経緯の中、このたび過疎地域の指定を昭和、飯田川地区が受けたわけでありまして、今後この過疎対策に向けまして、まさにこの過疎債を有効的に活用できる場面がございます。そういった場面におきましては、この大久保駅の東西通路等につきましても、この地域の発展のためには有効性もあろうかと思っておりますので、そういった意味で、部長の方で答弁致しましたとおり、過疎地域の今後の発展計画の掲載等については、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） ちょっと後先になってしまいましたけれども、住民説明会の件をちょっと。今回パブリックコメントということは、鴻上市のホームページ等についてその意見募集を行うということだと思いますけれども、何月ころからやって、例えば、期限1カ月とかあると思いますけれども、その点ちょっと教えていただけますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、このあと定例会で議会から承認をいただきたいということで先ほど申し上げましたが、今年度の事業からその過疎指定の恩恵を利用するためには9月の定例会、ここら辺での議決をいただくことが条件となっております。そこに間に合うようにということで、現在全体的なスケジュールを調整しているところでございまして、まだ素案ができていない状態ですのでこの素案の完成を急ぎまして、なおかつ9月の議会に提案できるスケジュールの中で、このあとできるだけ早くお示しできるようにしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） そうすると、パブリックコメントにつきましてその広報等に、例えばホームページのこういうところから入って行って意見募集を行ってくださいということでやるということで考えられると思いますけれども、その4番に書いた旧昭和町、飯田川町の住民説明会云々ということですが、できればいわゆる65歳以上の高齢者、町内会長のほとんどがまず65歳以上なわけです。それで、ホームページから入力しろといわれればしなければいけないのしょうけれども、できればそういうやり方とか、こういう過疎債の指定になったということ、コロナがまず7月中に注射が終わると仮

定すれば、8月に入ってから直接言葉で旧昭和町とか旧飯田川町の町内会長とかそういう諸々の役所の方を集めて、言葉でご説明をするというふうにはもっていけないものなんでしょうか。なんでかという、全部そのホームページだけを頼りにして、議会には説明するのでしょうか。実際の住民の方のご意見をパソコンに打てといえども子どもたちに打たせるということしかないわけですので、できればその住民説明会なるものを、町内会長会議だけでも集めてやるような方向では検討できませんでしょうか。市長、お願いします。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員のご意見を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

（「どうもありがとうございます。それでは2番」の声あり）

○5番（菅原龍太郎） 108ページ、109ページの普通会計の分のいわゆる普通別会計の事業別地方債の現在高が煩雑になる云々という説明でしたけれども、もう一段仮に15番とかで増やして、その煩雑の部分を一括してまとめるとかして、実は知りたいのは例えば合併特例債、今言ったように95の70ということでございますので、それを末現在高の脇に右側のところに書く。それ、書くだけで言い訳じゃないですか。例えば合併特例債は108億円ということを書いていきますので、非常に大きい金額なわけです。その次の欄のところに小さく欄を増やして、今口で説明したように95の70だと、その70をかけると一番最後にいわゆる令和元年度で現在高のあれを備考欄に交付税参入額は70%だと今口で言いましたので、それを数字で表して備考欄を2つに分けて、それで実残高がいくらかということを実際に知りたいわけです。これでいくと186億3,476万5,000円というのが平成元年度末で現在高ですけども、おそらく実質額はかけ算をすると五十何億かそれくらいになるかなとは想像できるわけですけども、これはあくまでも想像の話でございまして、例えば財源対策債は100の100と表示をすれば、私たちとしては非常にわかりやすいわけです。その煩雑の部分については、実に詳しく書けということではなくて、15番だったら15番にその他以外という項目にしてまとめていただいて結構だと思います。それから起債充当率が、例えば災害対策債というのは50から70とかということ、それぞれの災害によって率が違うわけですけども、それは50から70ということでもいいと思います。確かに事務は煩雑ですけども、そこら辺をご協力願えないでしょうかというお願いでございます。回答をお願いします。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁と繰り返しになる部分もありますが、この108ページ、109ページの地方債現在高の表が煩雑になること、それから記載ごとに、区分は一緒でも充当率がさまざまある、あるいは交付税参入率がさまざまあるということから、これまで表示は行っておりません。このあとは、なるべく見やすい形ですっきりしたもので表示していきたいと考えてございます。

それと、先ほどの答弁でも申し上げましたように将来負担、地方債を含めた市全体としての将来負担については、9月の定例会で財政健全化判断比率の将来負担ということで、地方債それから債務負担行為それから一部事務組合の負担等、そういったものを含めて、潟上市のすべての将来にわたる負担、そしてそれに対する交付税参入額を含めました充当財源、すべて明示して報告させていただいているところでございます。そちらの方が、より潟上市の現実に近い、現実を反映した報告になってございますので、こちらの方を活用いただければと思います。どうぞご理解宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） そうすれば普通会計の実質借入額がくらかというのがわかるということですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

実質借入額という言葉が、どの程度適当なのかがちょっと考えるところがありますけれども、いわゆる市の借入額あるいは一般会計が将来負担すべき債務と、それに対する交付税参入額その他の歳入が出ておりますので、そういう差額から市が市税で負担すべき金額というのはわかるようになってございます。

以上です。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 言っている意味はわかります。ただ私がお願いしているのは要するに、市議員でも市民でも、今現在の実質残高がいくら、例えば債務負担行為がいくら残っているというのを、例えばこれには書かなかったけれども上水道、下水道も同じです。実質残高がいくらかということを知りたいわけですから、それから、今合併特例債の話ちょっとしましたけれども95の70ということでもまず言っていますけれども、いわゆる質問事項をよく見ますと、委員会での質問というのは、見れば何回も同じようなことを

繰り返しているわけです。そうでなくて、ここに表示をできないでしょうかという単純な話をしているだけなのですけれども、そのいわゆる総務部、財政だとか剛君はみんなわかりますよ。だけれどそうじゃなくて、市民とか市議員にわかりやすくもうちょっと説明できないでしょうかというお願いをしています。これ最後の質問です。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の質問にお答えします。

菅原議員のおっしゃること、私も財政を長く担当しておりましたので重々わかっております。

ご質問にありました決算資料における地方債の状況に、もうひと一項目増やして実質的に出せないかと。なかなか出すとしても、ご存知のとおり、充当率、参入率が起債によって細かく分かれておりますので、この資料についてはいずれ決算承認をいただく資料でありますので、なかなかそういった資料の数字をざっくりとした数字でお示しするというのも、これもまた一部では、私ども議会や市民に対する軽視にもつながりかねないという思いでおります。必要に応じてその充当率等には随時、その決算審査等でお示しするという形が、私としては好ましいのかなと思っておりますし、一方で、市民の皆さんに対しては、まさに交付税参入であるとか起債充当であるとか、こういったものがわからない市民の方に対しましては、広報等における決算状況においては、まさに市民の皆様が見やすい、例えば新聞等であれば家計に置き換えるであるとかそういった形でわかりやすさの中で、その実質的な潟上市の借金というものをお示しできるような工夫を検討していきたいと思っておりますので、どうかご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） これで終わりたいと思います。どうも大変難しい質問してしまってすいませんでした。ありがとうございました。

以上です。

○議長（西村 武） これをもって5番菅原龍太郎議員の質問を終わります。

これで本日の日程はすべて議了致しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日6月18日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。今日はどうもご苦勞様でございました。

午後 3時16分 散会